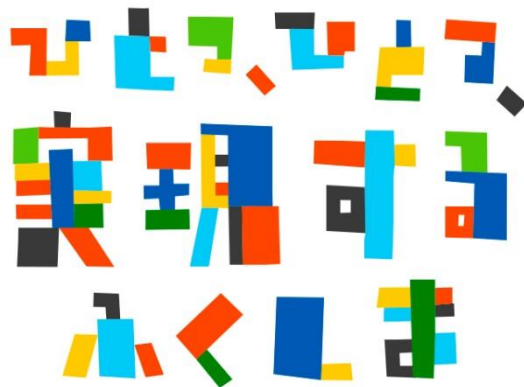


子育て支援に関する施策の  
年次報告  
(令和3年度分)



令和4年9月

福島県



# 目次

## 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状 .....	1
(1) 少子化の動向 .....	
① 出生数と合計特殊出生率の推移 .....	
(2) 婚姻の状況 .....	4
① 未婚率の推移 .....	
(3) 結婚をめぐる意識 .....	5
① 結婚に対する考え .....	
② 現在独身でいる理由 .....	
(4) 子育て家庭を取り巻く状況 .....	6
① 子育てと仕事の両立 .....	
② 育児休業の取得状況 .....	
③ 待機児童の状況 .....	
(5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況 .....	8
① 児童虐待対応状況 .....	
② 社会的養育の状況 .....	
③ ひとり親世帯の状況 .....	
(6) まとめ .....	10
2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画 .....	11
(1) これまでの子育て支援に関する取組と計画 .....	11
(2) 条例に基づく基本計画の概要 .....	13
3 令和3年度の取組概要 .....	14

## 第2章 子育て支援に関する重点施策

〈基本方針Ⅰ〉出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現 .....	15
〈基本方針Ⅱ〉子育て支援 .....	23
〈基本方針Ⅲ〉子どもの健やかな成長と自立 .....	30
〈基本方針Ⅳ〉援助を必要とする子どもや家庭への支援 .....	38
〈基本方針Ⅴ〉子育てを支える社会環境づくり .....	50
〈基本方針Ⅵ〉東日本大震災からの復興 .....	57

参考 .....	63
----------	----

- ・東日本大震災に係る子どもの避難者数
- ・令和3年度子育て支援推進関連予算
- ・「子育てしやすい福島県づくり条例」
- ・「福島県子どもを虐待から守る条例」



# 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

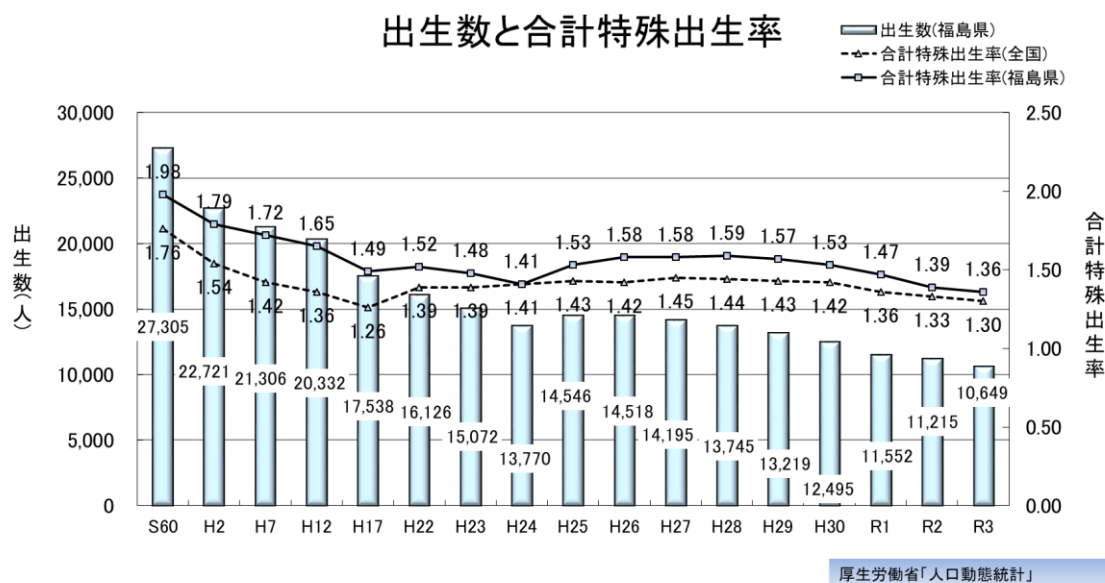
## 1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状

### (1) 少子化の動向

#### ① 出生数と合計特殊出生率の推移

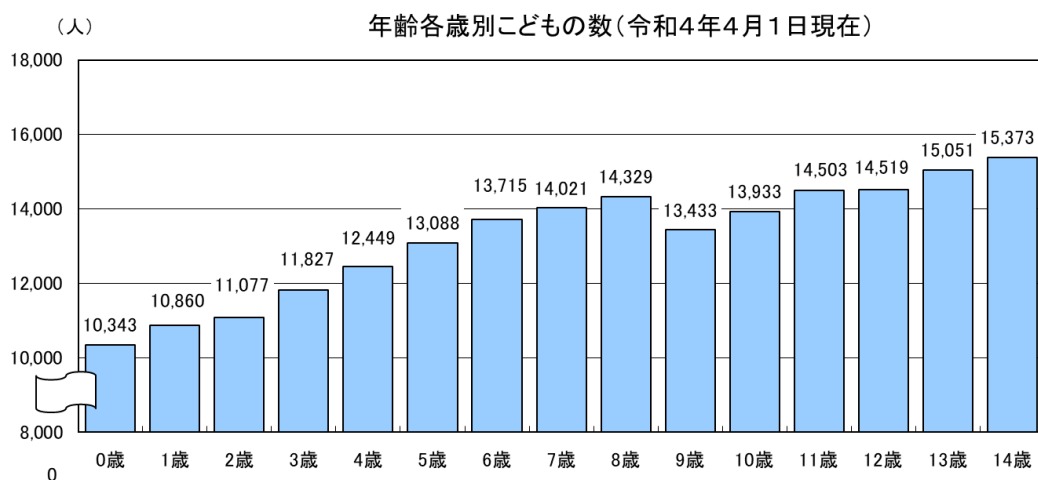
本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームとなった昭和24年の約7万3千人をピークに一旦は激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響により1万4千人を下回るまでに減少した。直近の統計では、令和3年の出生数（概数）は前年から566人減少しており、減少傾向に歯止めが掛からない状況となっている。

また、本県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされている中で、昭和の終わり頃には2.0に近い数字であったものが年々減少している。震災後の平成24年には全国と同数値の1.41まで減少したが、平成25年には震災前の水準を回復した。平成29年以降は再び減少し、令和3年（概数）は1.36で、全国順位は28位となっている。



また、令和4年4月1日現在における本県のこどもの数（15歳未満人口）は198,521人で、前年より5,099人減少（減少率2.5%）となった。年齢階級別にみると次のとおり。

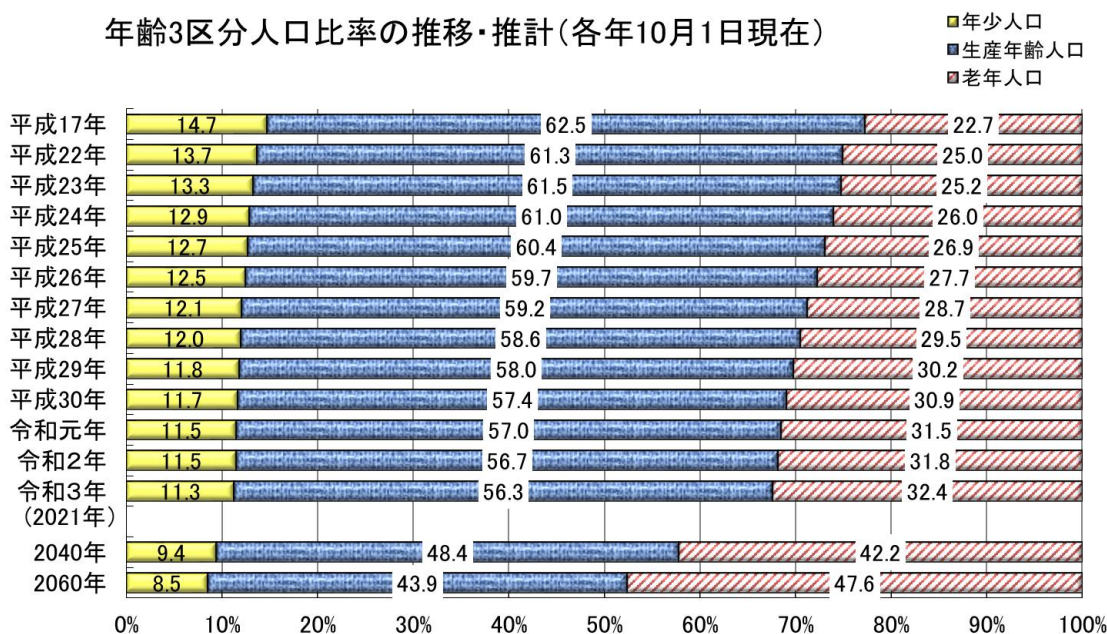
- 5歳以下（未就学の乳幼児） : 69,644人（3,170人減少 減少率4.4%）
- 6～11歳（小学生の年代） : 83,934人（762人減少 減少率0.9%）
- 12～14歳以下（中学生の年代） : 44,943人（1,167人減少 減少率2.5%）



県統計課「福島県の推計人口」令和4年4月1日現在より作成

こどもの数の減少に伴い、本県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下しており、令和3年10月1日現在で11.3%。一方で老年人口の割合は年々増加し、32.4%となっている。

年齢3区分人口比率の推移・推計(各年10月1日現在)

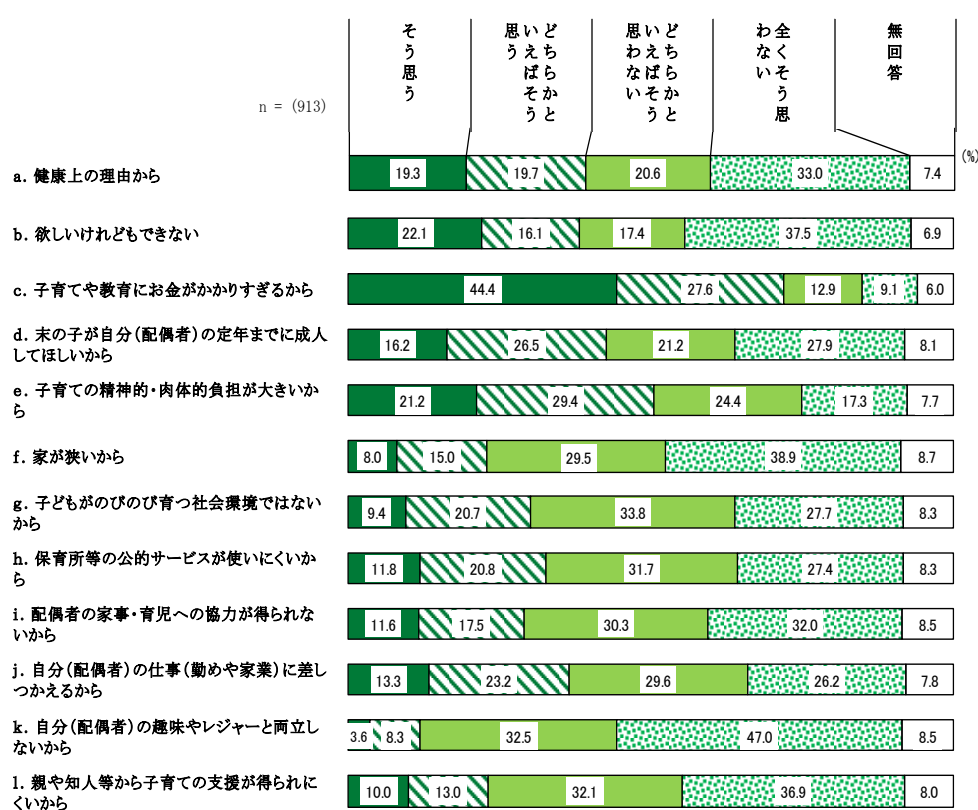


令和3年まで・・・総務省「国勢調査」、県統計課「福島県の推計人口」  
2040年から・・・「福島県人口ビジョン」における人口試算

こども未来局が令和元年度に実施した「少子化・子育てに関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、県民の理想とする子どもの人数は平均 2.54 人であるのに対し、実際に予定する人数は平均 2.23 人となっており、県民が希望する子どもの数を持っていないことが、少子化の要因のひとつとなっている。

理想的な人数の子どもを持っていない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と「子育ての精神的・肉体的負担が大きいから」の2項目が高くなっており、これら出産・子育ての壁を取り除く支援が必要となっている。

### 理想的な人数の子どもを持っていない理由



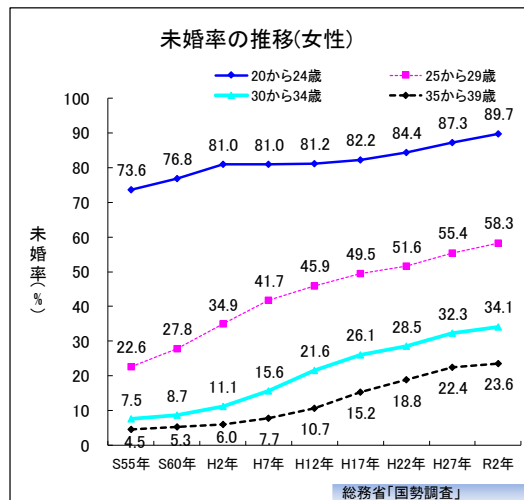
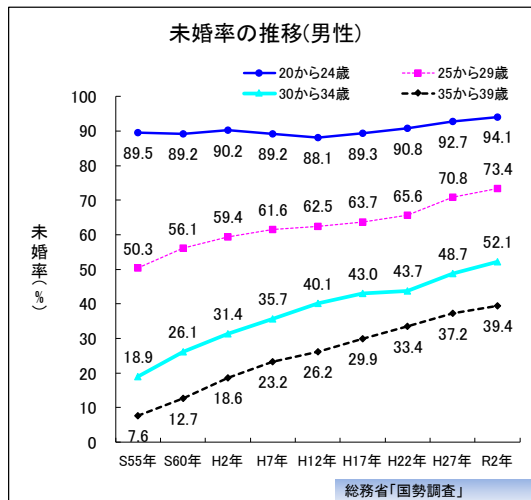
県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」(令和元年)

## (2) 婚姻の状況

### ① 未婚率の推移

本県の未婚率は、20歳代が男女共に全国平均よりは低いが、全体的には上昇傾向にあり、特に近年における上昇が顕著である。

#### 本県の未婚率(令和2年国勢調査)



#### 未婚率推移(福島県と全国の比較)

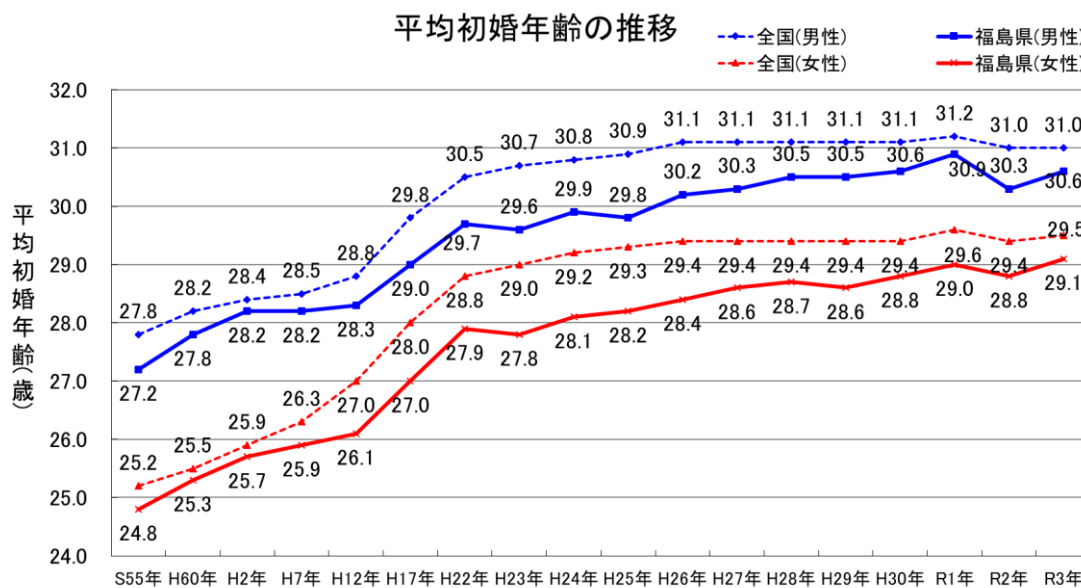
(%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年
男性	福島県	89.5	94.1	50.3	73.4	18.9	52.1	7.6	39.4
	全国	91.5	95.7	55.1	76.4	21.5	51.8	8.5	38.5
女性	福島県	73.6	89.7	22.6	58.3	7.5	34.1	4.5	23.6
	全国	77.7	93.0	24.0	65.8	9.1	38.5	5.5	26.2

※R2年及びH27年は配偶関係不詳補完結果に基づく。

### ② 平均初婚年齢の推移

本県の平均初婚年齢は、令和3年(概数)で男性は30.6歳(全国31.0歳)、女性は29.1歳(全国29.5歳)で、男性は全国21位、女性は全国16位となっており、依然として高めに推移している。



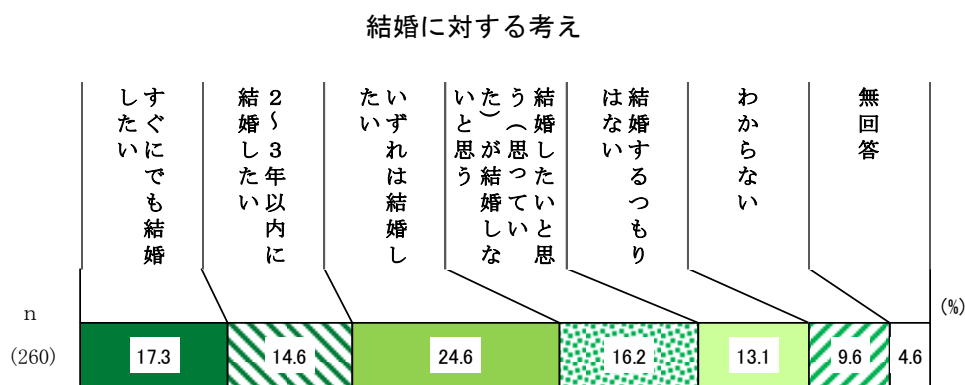
厚生労働省「人口動態統計」



### (3) 結婚をめぐる意識

#### ① 結婚に対する考え

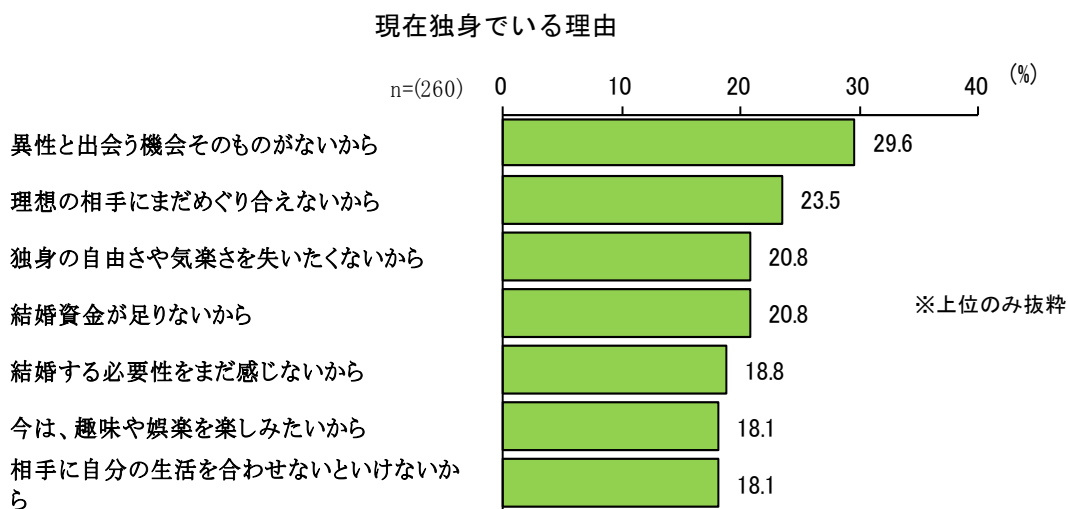
「県民意識調査」によると、未婚者の（独身者の）結婚に対する考えは、「いずれは結婚したい」が24.6%と最も多く、以下、「すぐにでも結婚したい」（17.3%）、「結婚したいと思う（思っていた）が結婚しないと思う」（16.2%）、「2～3年以内に結婚したい」（14.6%）となっており、『結婚したい』人は72.7%となっている。一方、「結婚するつもりはない」は13.1%となっており、「わからない」は9.6%となっている。



県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」（令和元年）

#### ② 現在独身でいる理由

県民意識調査によると、現在独身でいる理由については、「異性と出会う機会そのものがないから」が29.6%と最も多く、以下、「理想の相手にまだめぐり合えないから」（23.5%）、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（20.8%）、「結婚資金が足りないから」（20.8%）、「結婚する必要性をまだ感じないから」（18.8%）などとなっている。



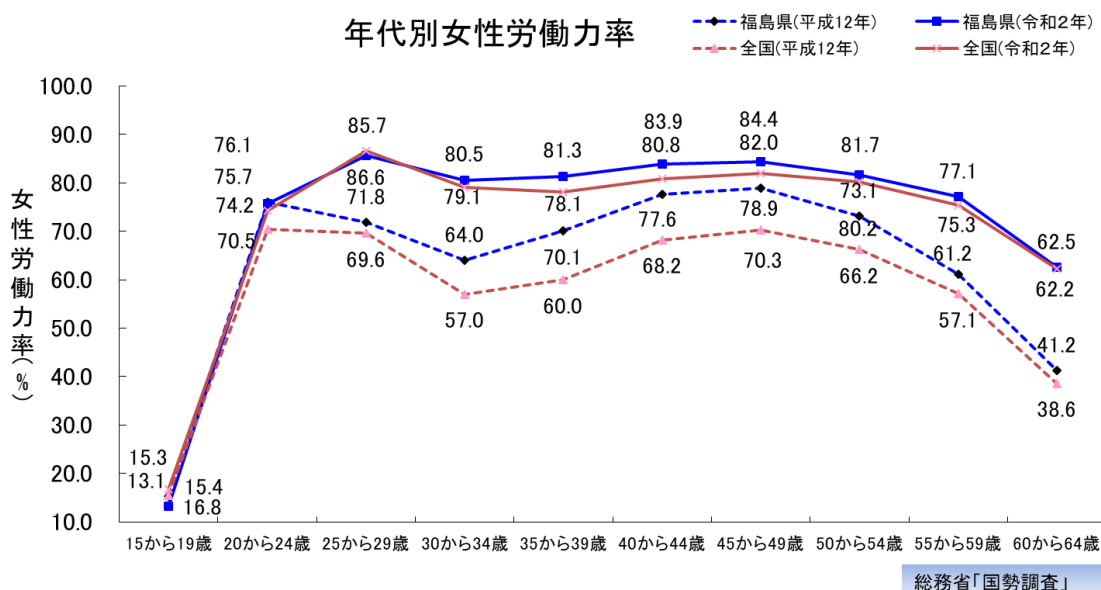
県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」（令和元年）

このことから、本県においては約7割の県民が結婚を望んでいるものの、結婚相手と出会う機会が少ないことや経済的な不安から結婚できていないことがわかる。

#### (4) 子育て家庭を取り巻く状況

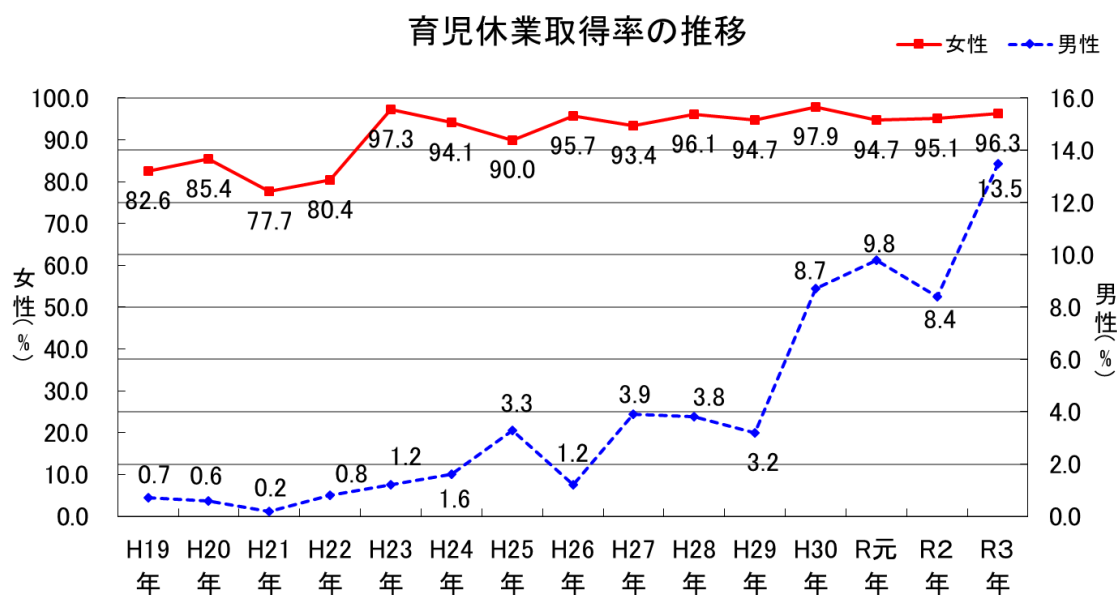
##### ① 子育てと仕事の両立

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低い「M字型」の傾向にあり、年々谷は上昇しているものの、現在も結婚・出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後には再就職するという動きが見取れる。



② 育児休業の取得状況

県内の30人以上の企業における育児休業取得率は、令和3年においては女性が96.3%（平均取得日数285.5日）、男性が13.5%（平均取得日数39.6日）となっている。

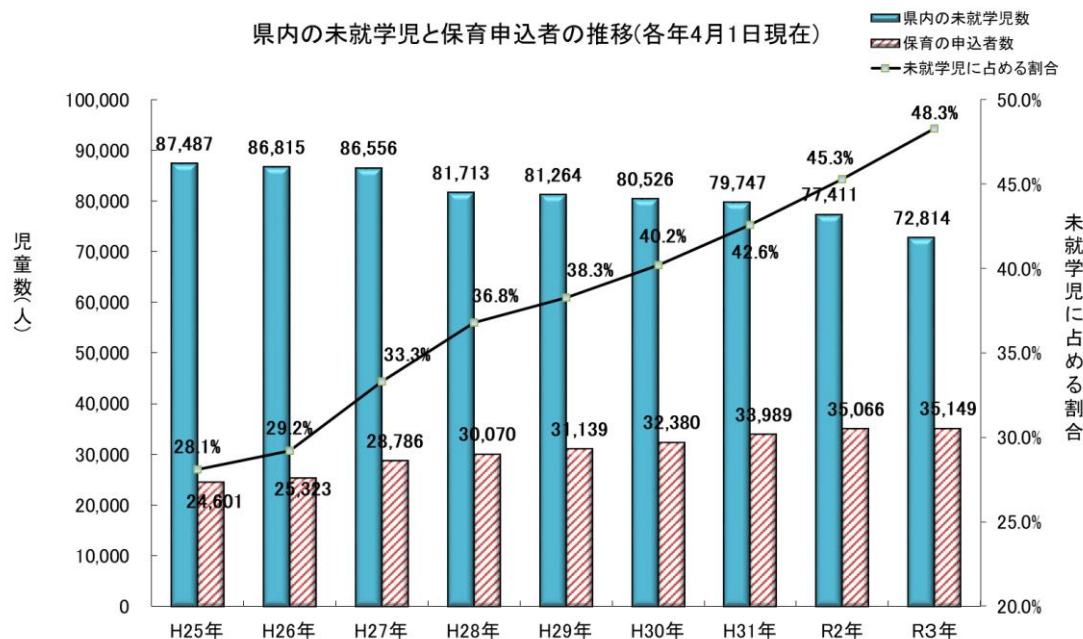


県雇用労政課「労働条件等実態調査」

③ 待機児童の状況

少子化の進行により、未就学児全体数は年々減少しているものの、女性の就労等により保育申込者数は年々増加している。

保育の需要増に対し、保育所や認定こども園の整備等により定員数を増やしており、申込者数に対する待機児童の割合は令和元年度で0.8%あったが、令和3年度は0.2%となっており、待機児童の完全な解消には至らないものの徐々に減少している。



県子育て支援課「保育所入所待機児童数調、厚生労働省報告」

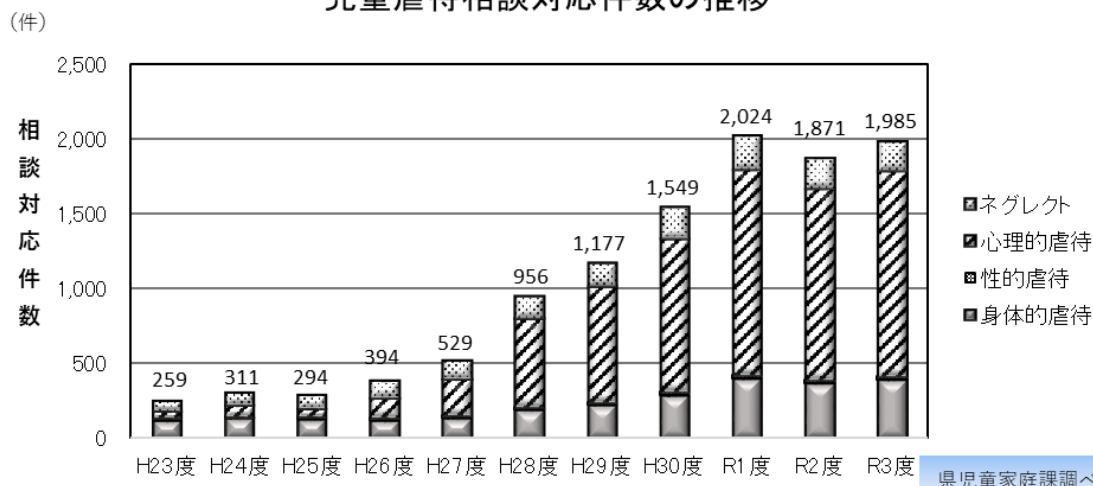
## (5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況

### ① 児童虐待対応状況

県内の児童虐待に関する相談状況は、近年増加傾向にあり、相談体制の強化が求められている。

増加の理由としては、児童虐待についての社会的認知度が向上したことにより、市町村、学校、近隣住民、家族等からの児童虐待についての相談・通告が増加したこと、平成28年頃から児童の同居する家庭においてドメスティック・バイオレンス（DV）を行うことによる児童への心理的虐待について警察等による通告・相談が増加したことが挙げられる。

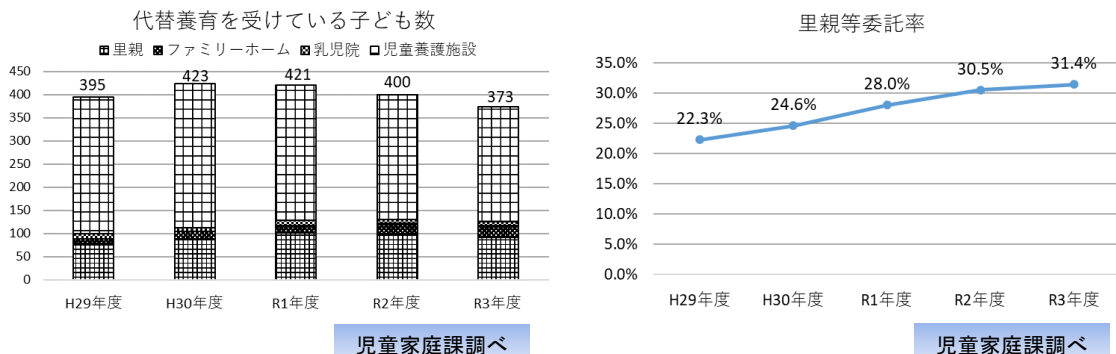
### 児童虐待相談対応件数の推移



### ② 社会的養育の状況

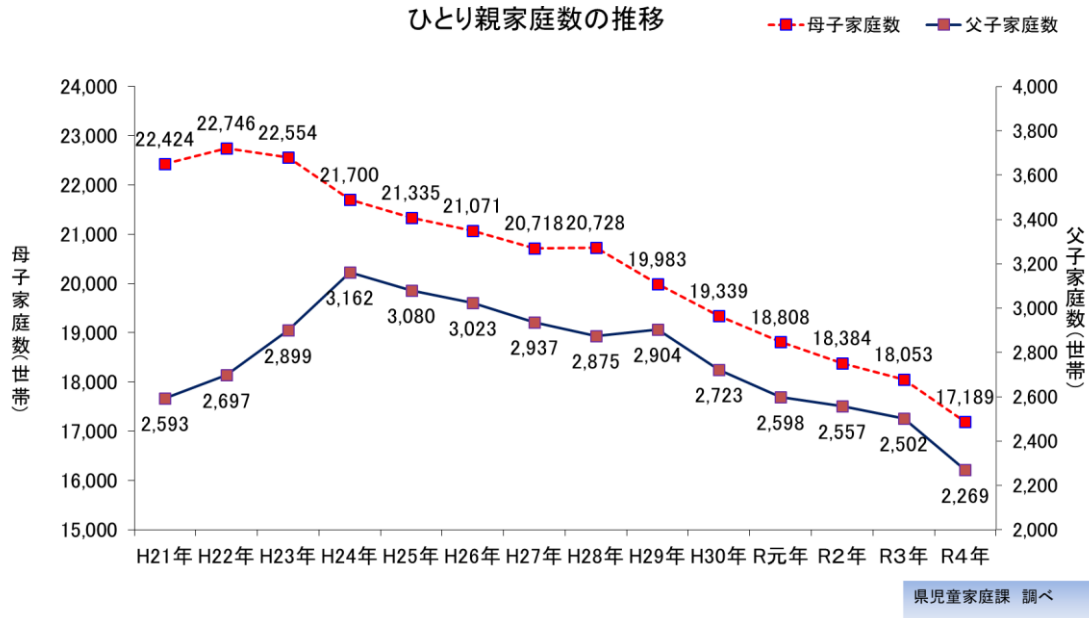
家庭での養育が困難で、代替養育を受けている子どもの数は400人前後で推移しており、家庭に近い養育環境で養育するため、里親やファミリーホームへの委託を推進している。

本県における里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム入所児童の内、里親及びファミリーホーム入所児童の割合）は年々増加しており、令和3年度末時点で31.4%となっている。



③ ひとり親世帯の状況

県内の母子家庭の世帯数は平成22年をピークに減少傾向、父子家庭の世帯数は平成24年をピークに減少傾向にある。



## (6) まとめ

本県の令和3年合計特殊出生率（概数）は、前年の1.39から0.03減少して1.36となった。全国は前年の1.33から同じく0.03減少して1.30となっており、全国よりも高い水準を維持している。しかし、出生数は直近の統計で10,649人（令和3年概数）と前年から566人減少しており、依然、少子化に歯止めがかからない状況にある。

少子化は、人々の結婚から妊娠・出産、子育ての希望がかなえられていないことの帰結である。結婚については、令和元年度にこども未来局が実施した「少子化・子育てに関する県民意識調査」において、県民の結婚に対する考えを調査した結果、未婚者の7割が結婚の希望を持っている一方で、独身でいる理由には、「異性と出会う機会そのものがないから」や「理想の相手にまだめぐり合えないから」、「結婚資金が足りないから」などの回答が多く、結婚したくても、出会いの機会の減少や経済的な不安により、その希望がかなえられていないことがわかった。

妊娠・出産、子育てについては、結婚後の夫婦が理想的な人数の子どもを持っていない理由としては「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」と「子育ての精神的・肉体的負担が大きいから」が大きく、子育てにかかるお金や子育てそのものへの負担が原因で、今よりも子どもが欲しいのに持てないという結果が出ている。

以上のように、県民の多くが結婚を望んでおり、また今よりも子どもが欲しいと思っているにも関わらず、その希望が実現できていないのは、出会いの機会の不足、経済的な不安、子育てに係る精神的・肉体的負担が大きな原因である。

これらの現状と課題に対応するため、結婚を希望する方が結婚できる環境づくり、医療費・保育料・教育費等の経済的負担の軽減、就労支援、地域ぐるみの子育て支援活動の推進、男女がともに子育てに関わっていける社会づくり等、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支える取組を一層推進する。

また、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、あらゆる子どもが健やかに育つことができるよう、子どもの貧困や児童虐待等といった社会問題に対応し、またひとり親家庭や貧困家庭の子どもの未来が妨げられないように支援する。

このような施策をとおして、子育てや子育てに夢と希望を持てる社会を目指し、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を進めていく必要がある。

## 2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画

### (1) これまでの子育て支援に関する取組と計画

「子どもは、いつの時代においても、『社会の宝』であり、『未来への希望』です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いです。」

これは、平成22年12月議会定例会において、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築いていくという趣旨で、全会一致で制定された「子育てしやすい福島県づくり条例」の前文の一部である。

県では、この条例の制定を踏まえ、平成23年度から子育て支援担当理事を設置するとともに、施策を部局横断的に推進することとした。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など、福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、同年8月には、知事を本部長とした「福島県子育て支援推進本部」を新たに設置し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに県を挙げて積極的に取り組むこととした。平成24年度に、震災を踏まえた県総合計画の全面的な見直しに伴い、平成25年3月、平成22年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の一部を改訂した。

さらに、「子育てしやすい福島県づくり条例」についても、東日本大震災により生じた課題を踏まえ、平成25年9月議会定例会を経て一部改正された。

平成27年4月には、少子化の進行や東日本大震災による影響など子育て環境の変化を踏まえ、本県の未来を担う子どもや青少年の育成を総合的かつ一体的に推進するため、組織再編により保健福祉部内にこども未来局を設置した。

「ふくしま新生子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）は、平成26年4月の次世代育成支援対策推進法の10年間延長等を踏まえて、平成27年3月に策定したものであり、「子どもと家庭にやさしい社会づくり」を目標に掲げ、取組を推進してきた。

また、平成28年3月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、同プランの一部改訂を行った。

令和2年2月議会定例会において、「福島県子どもを虐待から守る条例」を制定し、その前文に「将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。」ことを掲げるなど、社会全体で虐待の防止に取り組んでいくこととした。

令和2年3月には、子育て等に関する施策を再構築するとともに、これまで個別計画として策定していた「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」

の次期計画を本計画に統合した上で、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を新たに策定した。

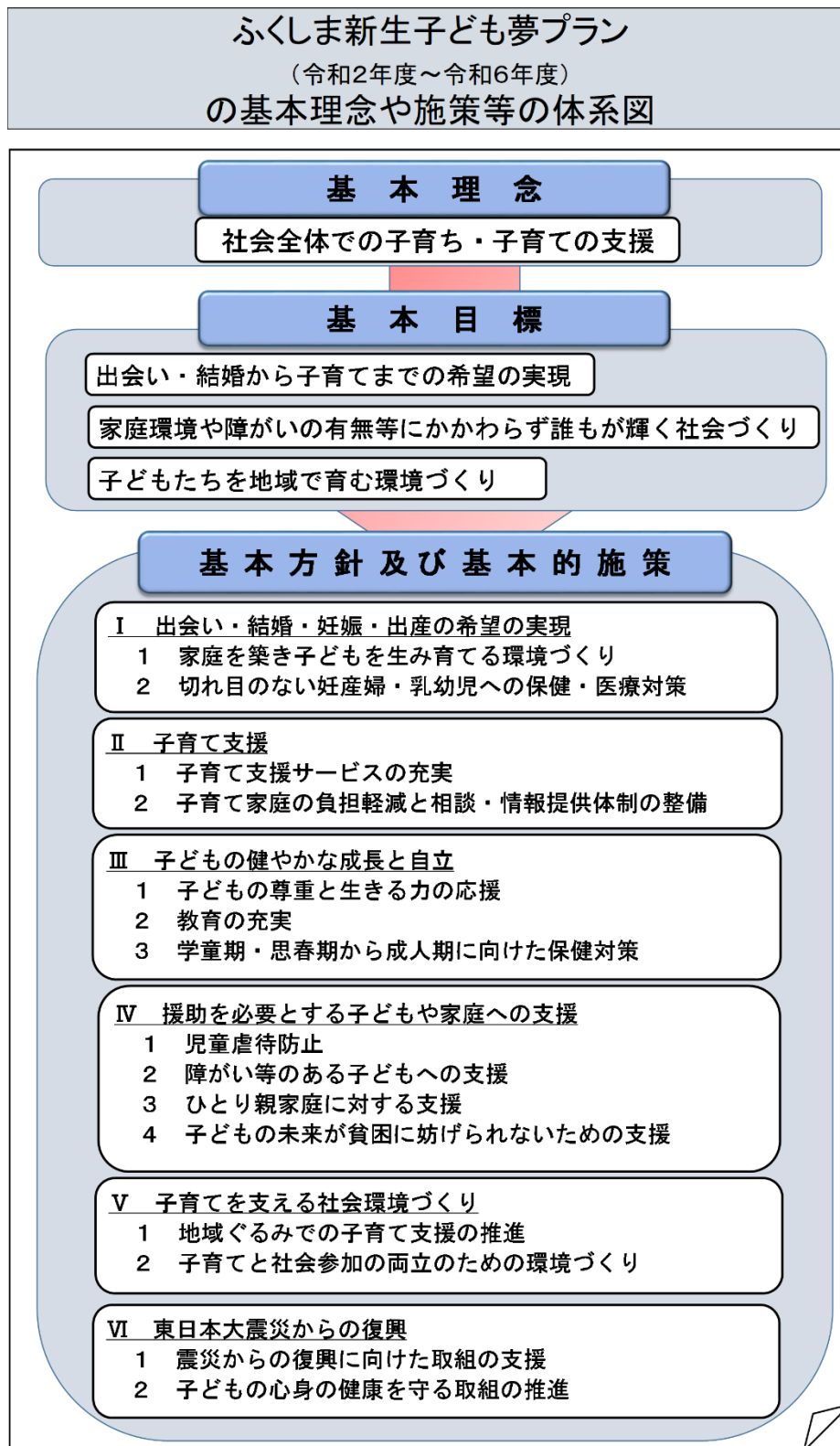
令和4年3月に、本県の総合計画である「福島県総合計画（令和4年度～令和12年度）」及び保健福祉部の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン（令和4年度～令和12年度）」の策定による見直し、及び同プランと「ふくしま青少年育成プラン」との統合に伴って内容を一部改訂し、現在、その取組を推進している。



## (2) 条例に基づく基本計画の概要

「子育てしやすい福島県づくり条例」第9条において、子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとされており、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を基本計画として策定した。

本計画の基本理念・目標等は下記のとおり体系化されている。



### 3 令和3年度の取組概要

「ふくしま新生子ども夢プラン（令和2年度～令和6年度）」に基づき、本県において安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育つことのできる環境を整備するため各施策に取り組んだ。

「Ⅰ 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現」では、「結婚・子育て応援事業」により、独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などに取り組み、「ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業」等により、安心して妊娠・出産・子育てができる保健・医療体制の整備に努めた。

「Ⅱ 子育て支援」では、「教育・保育施設整備事業」等により保育の受け皿の整備に取り組み、「子どもの医療費助成事業」や「子どものための教育・保育給付事業」等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。

「Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立」では、「ピュアハートサポートプロジェクト」等により、いじめ等の未然防止、早期発見、解決に向けた相談体制の充実等を図り、「少人数教育推進事業」等により、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」の育成に取り組んだ。

「Ⅳ 援助を必要とする子どもや家庭への支援」では、「虐待から子どもを守る総合対策推進事業」等により、児童虐待を防止するための体制整備を進め、「母子家庭等就業・自立支援事業」等により、ひとり親等の自立を促進するための就業支援を推進した。

「Ⅴ 子育てを支える社会環境づくり」では、「子育て応援パスポート事業」等により、企業や子育て支援団体等による子育て支援活動の充実を図り、また「女性活躍促進事業」等により、男女共同参画の推進及びワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進を図った。

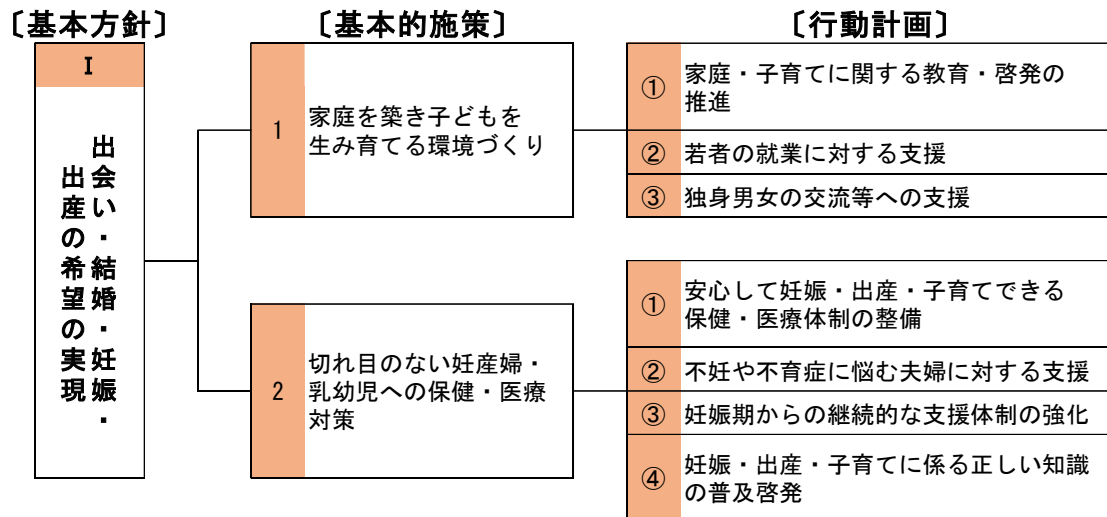
「Ⅵ 東日本大震災からの復興」では、「チャレンジふくしま 豊かな遊び創造事業」により、屋内遊び場の整備等を支援し、遊びの環境づくりに努めた。また「子どもの心のケア事業」等により、震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケアに取り組んだ。

令和4年度以降においても、本計画に基づき、県関係部局、市町村、企業、その他関係団体等と連携して、社会全体で子育てを支援していく体制づくりを積極的に推進していく。

## 第2章 子育て支援に関する重点施策

「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）における6つの基本方針に係る基本的施策と行動計画に則り、令和3年度に実施した主要な事業及び指標の達成状況は次のとおりである。

### 〈基本方針 I〉出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現



#### 【基本方針の概要】

○家庭の役割や子育ての意義等について、様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、若者の安定的な就労や独身男女の出会いの機会の創出に向けた取組等を推進し、結婚を希望する方が結婚できるような環境づくりを進めます。

○周産期医療・小児医療体制の整備や、妊娠から出産・子育てにかけての様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等関係機関の連携強化を図り、切れ目ないサポート体制を推進します。

○妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、若い世代を中心に周知啓発を行います。

# 1 家庭を築き子どもを産み育てる環境づくり

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、次代の親となる若い世代に教育・啓発する必要がある。				
○ 施策の方向	○家庭の役割や子育ての意義等について、発達段階に応じて教育するとともに、様々な機会を捉えて啓発する。				
○ 行動計画	①家庭・子育てに関する教育・啓発の推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	I-1-① Ⅲ-2-④	事業名	地域でつながる家庭教育応援事業	R3 実績	1,031千円
事業概要	<p>本県の家庭教育推進上の大きな課題である「親の学び」を支援するために、連合PTAと連携し、家庭教育について親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、各地域で主体的に家庭教育の支援が行えるよう学習プログラムの活用をすすめるとともに、地域で子育てをする親を支援する家庭教育支援者のスキルを高めるための研修会を行う。さらに、企業と連携し地域の家庭教育を推進する。</p>				
事業実績	<p>(1) 家庭教育応援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福島県地域家庭教育推進協議会（年2回）6月、2月</li> <li>② 地域家庭教育推進（各地区）ブロック会議（7地区2回）6月～7月、12月～2月</li> <li>③ 親子の学び応援講座（13団体、1,194名参加）</li> <li>④ 家庭教育応援企業推進活動（155企業 累計1,018企業） ※各企業に実践事例集配付</li> <li>⑤ 家庭教育応援企業学習会（2企業：県北・県中で実施）</li> </ul> <p>(2) 家庭教育応援リーダー育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭教育支援者全県研修（オンデマンド研修、参加者225名）</li> <li>② 家庭教育支援者地区別研修（6地区206名参加）</li> </ul>				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○派遣や非正規雇用など不安定な就労の若者が一定数おり、若者の経済力低下につながる可能性がある。				
○ 施策の方向	○新卒者の就職を支援するとともに、不安定就労や無職の若者が安定的な就職ができるよう支援。 ○若者が経済的に自立し、社会に参加できるよう、一人ひとりの能力の育成を図るとともに、多様な就業機会の提供を図る。				
○ 行動計画	②若者の就業に対する支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	I-1-②	事業名	・ふくしまで働こう！就職応援事業 ・ふるさと福島若者人材確保事業 (ふくしまの大学生等県内定着促進事業 外)	R3 実績	68,698千円
事業概要	<p>県内及び東京に拠点を設け、就職相談から就職後の職場定着までをワンストップで支援するとともに、高校生及び大学生、並びにその保護者を対象とした、県内企業情報の発信やセミナー等により、若年者等の本県への還流につなげ、県内産業の人材確保・定着を図る。</p>				
事業実績	<p>ふるさと福島就職情報センター：東京都と福島市に就職相談窓口を設置し、県内企業の紹介や就職相談などを実施し、441人が県内企業に就職した。 Fターンインターンシップ推進事業：本事業に200人の学生の登録があった。 つながる福島若者ネットワーク事業：アカデミア・コンソーシアムふくしまに委託した「ふくしまの大学生等県内定着促進事業」において、県内若手社会人（キャリアサポーター）と県内学生の交流イベント等を実施した。</p>				

◆課題と行動計画〈その3〉					
○ 現状と課題	○独身の男女が出会う機会が減少。「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が独身でいる理由の上位となっている。				
○ 施策の方向	○独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などの取組を推進。				
○ 行動計画	③独身男女の交流等への支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	I-1-① I-1-③ II-2-②	事業名	結婚・子育て応援事業	R3 実績	92,829千円
事業概要	県民が安心して家庭を持ち、子どもを産み、育てやすい社会を実現し、次世代を担う子どもたちが夢と希望と福島に対する誇りを持って健やかに成長していく環境をつくるため、ふくしま結婚・子育て応援センターを運営し、ネットワークを構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世話やき人登録 107人 (R4.3.31現在)</li> <li>・ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」登録者数 1,747人 (R4.3.31現在)</li> <li>・ふくしま結婚サポーター企業登録数 451社 (R4.3.31現在)</li> <li>・イクメンセミナー 6回開催 参加者58家族180人</li> <li>・市町村企画事業40市町村 交付決定 (うち29市町村へ交付 補助額41,812千円)</li> </ul>				

## 【主な指標】

指標 番号	No.2	婚姻数						
基準 (H30)	7,685 件	R3 目標	8,000 件	実績 (R3)	6,342 件	評価 【D】	R6 目標	8,000 件
<p>【達成状況及び今後の課題】</p> <p>未婚化の進行により全国的に減少しており、本県においては令和2年の6,674件から332件減(△5.0%)となった。「少子化・子育てに関する県民意識調査」では、未婚の県民の7割が結婚を望んでいるという結果が出ており、また同調査において、結婚しない・できない理由として「異性と出会う機会そのものがないから」が最も多くあげられていることから、引き続き出会いの機会提供の取り組みを推進し、県民の結婚したいという望みの実現を支援する。</p> <p>【参考:全国の婚姻数】R2:525,507件 → R3:501,116件(△4.6%)</p>								

指標 番号	No.3	合計特殊出生率						
基準 (H30)	1.53	R3 目標	1.57	実績 (R3)	1.36	評価 【D】	R6 目標	1.61
<p>【達成状況及び今後の課題】</p> <p>本県は男性の未婚化が全国よりも進んでいるものの、女性の未婚率は全国よりも低く、また晩婚化の進行は両性とも全国よりも遅い。しかし、結婚している女性の生む子どもの人数は全国よりも少ない傾向にあり、このことが本県の少子化の主な要因になっていると考えられる。</p> <p>【合計特出生率について】</p> <p>全国的に減少傾向にあり、本県は全国値よりは高いものの、令和3年は令和2年の1.39から0.03減少し、少子化が進行中である。引き続き、子どもを生みたい、育てたいという県民が安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を進める。</p> <p>【参考:全国の合計特殊出生率】R2:1.33 → R3:1.30(△0.03)</p>								

### < 指標の評価 >

令和3年度目標値に対する実績値に応じて、達成状況を A～D で評価している。

- 【A】 実績値が年度目標値以上
- 【B】 実績値が年度目標値の5割以上となり、目標値に向けて向上した
- 【C】 実績値が年度目標値の5割未満であるが、目標値に向けて向上した
- 【D】 実績値が基準値(計画策定時の値)と同じ又は下回った

現状の把握・分析等に用いるため数値目標を設定していない、又は現状値が最新の数値である等、評価不能である場合は「-」としている。

また、実績値が令和3年度以外の指標については、実績年度に対応する目標値を記載している。

## 2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

◆課題と行動計画〈その1〉					
○現状と課題	○分娩取扱施設の減少や小児科医及び産科・産婦人科医の不足に伴い、医療体制の強化が必要。				
○施策の方向	○小児・周産期医療に必要な施設・設備整備や運営を支援するとともに、小児科医及び産科・産婦人科医の確保、育成に努める。				
○行動計画	①安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備 ②不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援				
◆主な関連事業					
施策行動計画	I-2-①	事業名	ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	R3実績	111,776千円
事業概要	福島県立医科大学の産科婦人科学講座・小児科学講座と連携し、周産期医療に携わる医師等の養成や県外からの招へいを行う。				
事業実績	周産期医療を担う人材を育成し、県内に定着させるため、ふくしま子ども・女性医療支援センターにて下記の事業を行った。 ①医師招へい活動…小児外科医1名、産婦人科医（非常勤）1名を招へい【R.4.1～】 ②医大附属病院での高度・専門医療の指導及び実践…産婦人科と小児科で実施 ③県内拠点病院への医療支援…各教員1名につき月5回以上の医療支援 ④スキルアップのための講習会・研修等の実施…各地域ごとに開催 ⑤学内における教育・研究支援…症例検討会等を定期的に開催 ⑥広報・啓発活動の実施…福島民報へのコラム連載等				
施策行動計画	I-2-①	事業名	助産師養成課程設置事業	R3実績	633,599千円
事業概要	助産師の養成及び安定的な確保を進めるため、福島県立医科大学への助産師養成課程設置に向けた各種整備を行う。				
事業実績	福島県立医科大学内に助産師養成課程設置準備室との連携のもと、養成課程や文科省への申請準備、教員のリクルート等を実施。 養成課程の施設整備に係る基本設計・実施設計、地質調査、駐車場設計等を実施。				
施策行動計画	I-2-②	事業名	不妊治療支援事業	R3実績	327,969千円
事業概要	不妊治療を受けた夫婦の経済的負担軽減のために助成を行う。				
事業実績	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかった治療費の一部を助成した。 ・助成件数：883件				
施策行動計画	I-2-②	事業名	福島県不妊治療等体制強化事業	R3実績	65,918千円
事業概要	不妊治療に対する需要の増加に対応するため、福島県立医科大学における不妊治療体制の充実や関係機関のネットワークを構築するとともに、不妊や不育で悩む方々の相談に対応できる体制を強化し、妊娠・出産の希望をかなえる支援体制づくりを推進する。				
事業実績	福島県立医科大学が設置する「生殖医療センター」内に「不妊専門相談センター」を設置し、専門医が不妊や不育症で悩む夫婦等の相談に対応した。 ・相談件数：15件 ・情報交換会（1回）：参加者8名 ・研修会1回：参加者29名 ・講習会1回：参加者17名 ・相談会4回：参加者33名				

◆課題と行動計画〈その2〉				
○現状と課題	○妊娠から出産・産後における様々な母子保健対策について、得られた情報を関係機関間で共有することが十分にできず、有効な支援に結びついていない。			
○施策の方向	○妊娠から出産・子育てにかけて様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等との連携強化、子育て世代包括支援センター機能の充実などを図り、切れ目ないサポート体制を推進。 ○妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識の周知啓発。			
○行動計画	③妊娠期からの継続的な支援体制の強化 ④妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発			
◆主な関連事業				
施策行動計画	I-2-③	事業名	子育て世代包括支援センター機能充実事業	R3実績 1,445千円
事業概要	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターにおいて、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援を行う体制を整備し、子育て世代包括支援センターの機能を充実させるための事業を実施する。			
事業実績	母子健康手帳を配布された妊婦全員と面接を行い、心身の健康状態や生活環境を確認している市町村に対し、面接の際に配布する広報啓発物品の購入、作成、配布に必要な費用の一部を補助している。 ・補助対象 12市町村			
施策行動計画	I-2-④	事業名	妊産婦等支援事業（妊婦連絡票等活用事業を除く）	R3実績 187千円
事業概要	各保健福祉事務所に専用電話を設置し、女性特有の健康等に関する相談への対応、産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の早期把握などを行う。			
事業実績	地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施した。 ・女性のミカタ健康サポートコール事業 専用電話相談件数71件			

## 【主な指標】

指標番号	No.11	産科・婦人科医師数(人口10万対)						
基準(H30)	39.4人	R2目標	44.2人	実績(R2)	42.9人	評価【B】	R6目標	53.8人
【達成状況及び今後の課題】 実績値は令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計の結果。 県内の人口10万人対産婦人科医師数は着実に増加しているものの、依然として周産期医療を担う医師が不足している。理由としては、産婦人科の専門研修施設数や指導医数が少ないことが考えられる。今後は専門研修施設に対する支援や指導医招へい活動の強化により、産婦人科医師数の増加を図っていく。								

指標番号	No.16	産後うつ傾向の割合						
基準(H30)	11.5%	R2目標	低下を目指す	実績(R2)	10.6%	評価【A】	R6目標	低下を目指す
【達成状況及び今後の課題】 重点的に妊産婦のメンタルヘルスケアの取組がなされたこともあり、減少傾向になっている。引き続き関係機関と連携し取り組んでいく。								



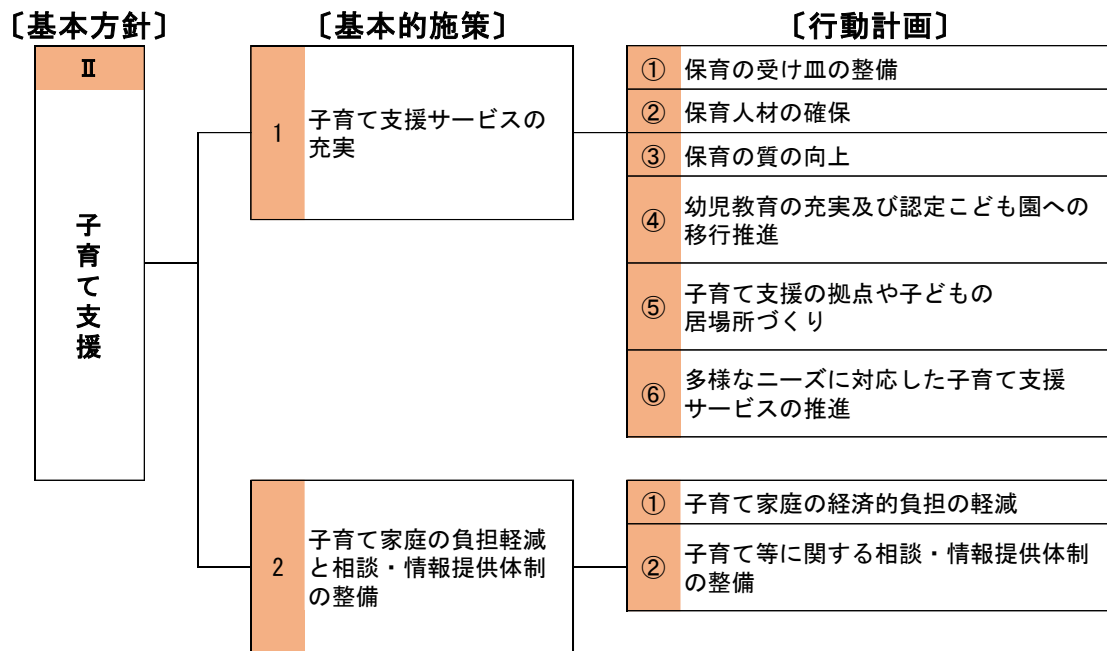
【基本方針 I に係る指標一覧 ①】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度) ※令和3年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載		達成状況
<b>I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現</b>								
<b>1 家庭を築き子どもを生き育てる環境づくり</b>								
1	県立高校生の就職決定率(県立高等学校全日制・定時制)	H30	99.7 %	R6	100 %	99.86 %	99.6 %	D
2	婚姻数	H30	7,685 件	毎年	8,000 件	8,000 件	6,342 件	D
3	合計特殊出生率 ※目標値は県民の希望出生率に基づく	H30	1.53	R6	1.61	1.57	1.36	D
4	50歳時未婚割合(男性)	H27	24.69 %	—	現状の把握・分析に用いる(目標値は設定しない)	—	R2 28.33 %	
5	50歳時未婚割合(女性)	H27	11.63 %	—	現状の把握・分析に用いる(目標値は設定しない)	—	R2 15.25 %	
6	平均初婚年齢(夫)	R2	30.3 歳	—	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—	30.6 歳	
7	平均初婚年齢(妻)	R2	28.8 歳	—	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—	29.1 歳	
8	有配偶出生率	H27	82.1 ‰	—	現状の把握・分析に用いる(目標値は設定しない)	—	R2 72.1 ‰	

【基本方針 I に係る指標一覧 ②】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度)		達成状況
						※令和3年度実績が 出ていない指標は、 左欄に実績年度を 記載		
<b>I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現</b>								
<b>2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策</b>								
9 出生数	H30	12,495 人	R6	増加を目指す	—		10,649 人	D
10 周産期死亡率	H30	3.9 ‰	R6	3.6 以下	3.75 以下	直近3年間の平均値	3.7 ‰	A
11 産科・婦人科医師数(人口10万対)	H30	39.4 人	R6	53.8 人	44.2 人	R2	42.9 人	B
12 小児科医師数(人口10万対)	H30	102.3 人	R6	126.7 人	110.4 人	R2	103.9 人	C
13 乳児死亡率(出生数千人対)	H30	2.2	R6	減少を目指す	—		2.3	D
14 麻しん・風しん予防接種率(第1期)	R1	95.7 %	毎年	98.0 %	98.0 %	R2	96.9 %	B
15 麻しん・風しん予防接種率(第2期)	R1	94.8 %	毎年	98.0 %	98.0 %	R2	94.5 %	D
16 産後うつ傾向の割合	H30	11.5 %	R6	低下を目指す	—	R2	10.6 %	A
17 出産後1か月時の母乳育児の割合(混合栄養を含む)	H30	90.3 %	R6	上昇を目指す	—	R2	89.3 %	D
18 1歳6か月児健康診査の受診率	H29	98.1 %	R6	100.0 %	98.9 %	R2	97.4 %	D
19 3歳児健康診査の受診率	H29	97.5 %	R6	100.0 %	98.6 %	R2	97.1 %	D
20 養育支援訪問事業実施市町村率	H30	86.4 %	R6	100.0 %	93.2 %		89.8 %	C
21 3歳児のむし歯のない者の割合	H29	79.1 %	R4	90.0 %	81.3 %	R2	83.7 %	A

## 〈基本方針Ⅱ〉子育て支援



### 【基本方針の概要】

○増加する保育ニーズに対応するため、施設整備等により入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。

○多様なニーズに応えるため、保護者の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど、子育て施策の一層の充実を図ります。

○医療費、保育料、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制を整備・運営します。

# 1 子育て支援サービスの充実

◆課題と行動計画〈その1〉				
○現状と課題	○未就学児童数が減少している一方、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育ニーズは高い状況にある。 ○保育所等の施設整備が進み、待機児童は減少傾向にあるが、いまだ解消には至っていない。			
○施策の方向	○増加する保育ニーズに対応するため、保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど、入所定員数を拡充し待機児童の解消を図る。			
○行動計画	①保育の受け皿の整備			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅱ-1-① Ⅱ-1-④	事業名	認定こども園施設整備事業	R3 実績 469,801千円
事業概要	幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の認定こども園の整備を行う市町村に対して支援する。【認定こども園の幼稚園機能部分】			
事業実績	9市町11施設の認定こども園の整備に対して補助を行った。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-① Ⅱ-1-④	事業名	教育・保育施設整備事業	R3 実績 334,470千円
事業概要	幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の保育所等の整備を行う市町村に対して支援する。【保育所及び認定こども園の保育所機能部分】			
事業実績	3市4施設の保育所、認定こども園の整備に対して補助を行った。			

◆課題と行動計画〈その2〉					
○現状と課題	○保育の受け皿整備が進む一方で、保育士不足により所定の定員まで児童を受け入れられない施設も見られる。 ○量の確保に加えて、認可外保育施設を含め保育の質の向上に努める必要がある。				
○施策の方向	○質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進。				
○行動計画	②保育人材の確保 ③保育の質の向上 ④幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-1-②	事業名	保育人材確保対策事業	R3 実績	9,498千円
事業概要	福島県子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要となる保育士等を確保するため各種事業を行う。				
事業実績	福島県保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等及び保育所等に対して相談及び就労支援を行った。また、就労支援説明会及び保育士就職フェアを開催し人材確保に努めた。 ・就労支援説明会 7回開催 参加者179名 ・保育士就職フェア 1回開催 参加者32名				
施策 行動計画	Ⅱ-1-③	事業名	保育の質の向上支援事業	R3 実績	50,058千円
事業概要	保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を行うため、各種研修を実施する。				
事業実績	保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員研修（修了者881名）、放課後児童支援員認定資格研修（受講者338名）、放課後児童支援員等資質向上研修（受講者463名）、保育士等キャリアアップ研修（修了者1,875名）及び潜在保育士再就職支援研修（参加者11名）を実施した。				
施策 行動計画	Ⅱ-1-③	事業名	認可外保育施設運営支援事業	R3 実績	3,116千円
事業概要	認可外保育施設へ通う子どもの利用料を負担するとともに、認可外保育施設の衛生環境や職員の保育の質の向上を図るための、経費の補助や研修を行う。				
事業実績	6市町9施設に利用児童健康診断費助成や運営支援の補助を行った。 また、認可外保育施設の保育の質の向上のための研修を行い、51名が修了した。 また、幼児教育・保育の無償化による認可外保育施設へ通所している子どもの利用者負担分に係る給付を市町村へ行った。				
施策 行動計画	Ⅱ-1-④	事業名	幼児教育充実支援事業	R3 実績	270千円
事業概要	小学校教育以降の基礎となる幼児教育の質向上に資する研修への参加及び研修支援を行う。				
事業実績	これまでの園内研修支援に加え、人材育成研修への依頼も増え、園や市町村、関係団体のニーズに対応した支援を行った。なお、文部科学省等の県外での研修が、全てオンライン又は中止となった。				

◆課題と行動計画〈その3〉				
○現状と課題	○共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所について、保護者のニーズが高まっている。			
○施策の方向	○多様なニーズに応えるため、保護者の働く時間や個人の都合、対象の児童の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど様々な子育て施策の一層の充実を図る。 ○子ども子育て支援施策が地域の実情に応じて引き続き着実に進められるように市町村を支援する。			
○行動計画	⑤子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり ⑥多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑤ Ⅱ-1-⑥	事業名	地域の子育て支援事業	R3 実績 2,305,324千円
事業概要	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する市町村事業を支援するために交付金を交付する。			
事業実績	53市町村に対して補助した。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑤	事業名	放課後児童クラブ施設整備事業	R3 実績 32,274千円
事業概要	市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、児童受入環境の整備推進を図る。			
事業実績	2市7クラブに対して補助を行った。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑥	事業名	病児保育促進事業	R3 実績 9,618千円
事業概要	県内の病児保育事業の実施促進のため、広域利用協定締結の促進及び病児保育施設の設置促進を図る。			
事業実績	病児保育の広域利用を実施している施設や市町村を訪問し、現状や課題を把握した。 また、施設を新設する1市1施設に対して、整備に係る経費を補助した。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑥	事業名	家庭訪問型子ども支援事業	R3 実績 403千円
事業概要	家庭訪問型の子育て支援を実施する団体の設立支援に向けた支援を行うため、ホームスタートに携わる支援者を育成する。また、子どもやその家族、子育て支援者等を対象に講演会を開催し、ホームスタート事業の周知をはかる。			
事業実績	ホームスタート事業の中核となるオーガナイザーの育成研修と、子どもやその家族、子育て支援者等を対象とした子どもの心身の健康や子育てに関する講演会を、福島県ホームスタート協議会に委託して実施した。 ・研修会 2回開催 受講者4名(2市町村から) ・講演会 2回開催 参加者43名			

## 2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○ 県民意識調査において「医療費助成、保育料軽減等の子育て世帯への経済的支援」を行政に期待する回答が最も多い（令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施）。
○ 施策の方向	○ 幼児教育・保育の無償化に加え、医療費、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
○ 行動計画	① 子育て家庭の経済的負担の軽減

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子どもの医療費助成事業	R3 実績	3,128,356千円
事業概要	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助金を交付する。				
事業実績	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助を行った。 ・補助先 59市町村				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子どものための教育・保育 給付事業	R3 実績	7,323,656千円
事業概要	市町村が提供する教育・保育の実施について運営費や体制整備への支援を行う。				
事業実績	特定教育・保育施設及び地域型保育事業への給付費等の支給に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子育てのための施設等利用給付事業	R3 実績	911,669千円
事業概要	令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化により、幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。				
事業実績	新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等への給付費等の支給に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	ふくしま保育料支援事業	R3 実績	80,897千円
事業概要	保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を支援する。				
事業実績	保育所等及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料負担を減免する事業の一部を補助した（36市町村 1,144人）。				

◆課題と行動計画〈その2〉				
○現状と課題	○核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、育児不安が増大するとともに、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が顕在化。			
○施策の方向	○子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供ができる体制づくりを進める。			
○行動計画	②子育て等に関する相談・情報提供体制の整備			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	家庭児童相談室事業経費	R3 実績 7,038千円
事業概要	児童相談所の各相談室に家庭相談員（3名）を配置し、家庭における人間関係及び児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。			
事業実績	各児童相談所に家庭相談員を配置し、児童の養育等に関する相談指導を行い、児童の福祉の向上を図った。 ・対応件数 655件			
施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	子どもを守る地域ネットワーク推進事業 (児童家庭支援センター運営事業)	R3 実績 36,402千円
事業概要	子どもとその家庭や子どもに関わる支援者からの専門的な相談に応じるとともに、市町村への助言や援助、里親支援などを児童相談所や関係機関と連携して行う児童家庭支援センターを設置する。			
事業実績	県内3か所にある児童家庭支援センターに補助を行い、センターでは子育て相談をはじめ、関係機関と連携し、子どもに関する相談業務や必要な助言などを行い、地域に密着した児童相談支援業務が行われた。			

## 【主な指標】

指標 番号	No.22	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合						
基準 (R1)	0.8 %	R3 目標	0.5 %	実績 (R3)	0.2 %	評価 【A】	R6 目標	0.0 %
【達成状況及び今後の課題】 保育所等の整備により、定員が増加したことなどから、待機児童数が減少した。引き続き、待機児童の解消に向け、保育施設の整備、保育士の人材確保及び各種研修等による保育の質の向上や、認可外保育施設への支援などを推進する。								

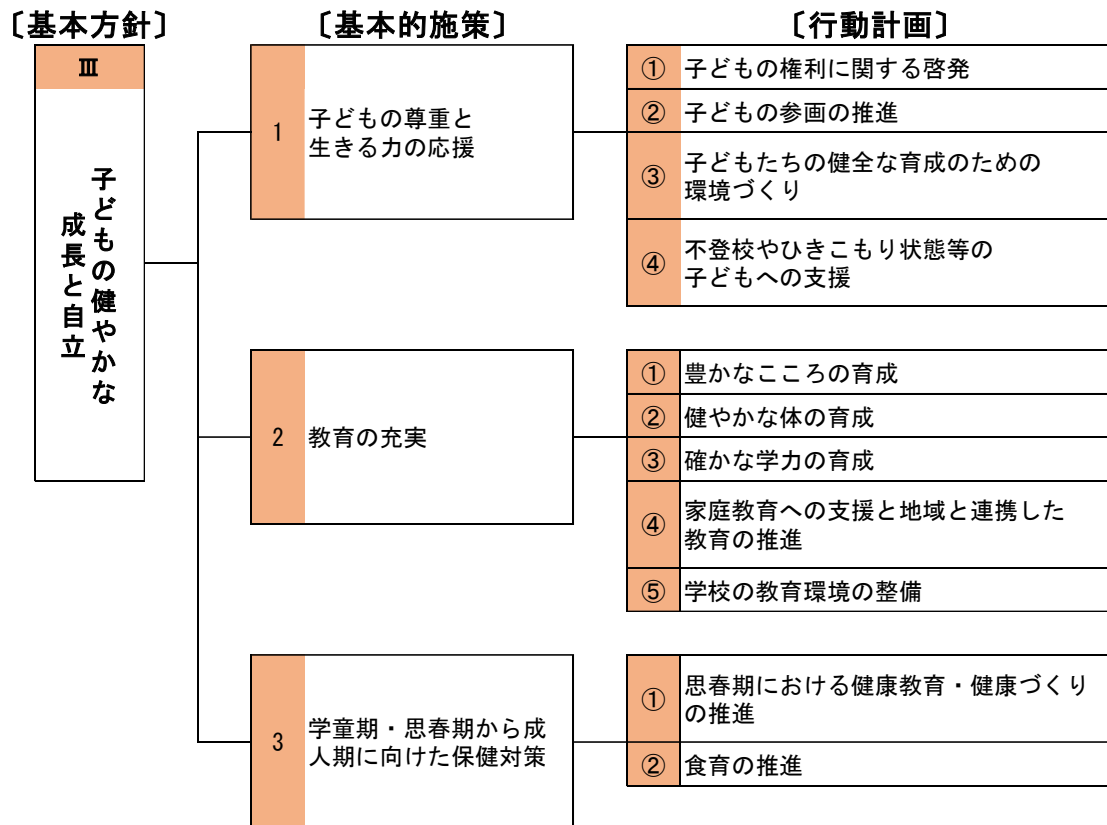
指標 番号	No.25	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合						
基準 (R1)	2.2 %	R3 目標	1.3 %	実績 (R3)	1.6 %	評価 【B】	R6 目標	0.0 %
【達成状況及び今後の課題】 クラブの増設等が進み利用定員が増えたこと等により待機児童数は減少したが、都市部の市町村において放課後児童支援員や実施場所の確保が課題となっていることから、引き続き、放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施するとともに、施設整備を行う市町村を支援する。								



【基本方針Ⅱに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度) ※令和3年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載		達成状況
<b>Ⅱ 子育て支援</b>								
<b>1 子育て支援サービスの充実</b>								
22	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R1	0.8 %	R6	0.0 %	0.5 %	0.2 %	A
23	保育士等が配置基準に満たない施設における不足する保育士等の数	H30	30 人	R6	0 人	15.0 人	42 人	D
24	地域子育て支援拠点施設数	H30	121 ヶ所	R6	126 ヶ所	124 ヶ所	129 ヶ所	A
25	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R1	2.2 %	R6	0.0 %	1.3 %	1.6 %	B
26	延長保育実施施設数	H30	343 ヶ所	R6	408 ヶ所	376 ヶ所	397 ヶ所	A
27	病児保育実施施設数	H30	28 ヶ所	R6	33 ヶ所	31 ヶ所	32 ヶ所	A
<b>2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備</b>								
※指標なし								

## 〈基本方針Ⅲ〉子どもの健やかな成長と自立



### 【基本方針の概要】

○子どもを一個人であることを十分に認識することが重要であり、子どもたち自らが意見を表明できるような機会や、子どもの意識・立場に立った視点の強化を推進するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

○家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進するとともに、東日本大震災等を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、自然体験教育、放射線教育など、ふくしまならではの教育を実施して、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育みます。

○性教育、薬物乱用の防止とともに、肥満や痩身等に関する様々な健康教育の充実や、家庭・学校・地域が一体となった食育を推進します。

# 1 子どもの尊重と生きる力の応援

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○児童への虐待や学校でのいじめなどは、子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。				
○ 施策の方向	○子どもの権利に関する啓発を広く行うとともに、子どもの権利に関する教育の充実を図る。				
○ 行動計画	①子どもの権利に関する啓発				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-2-② Ⅲ-1-①	事業名	児童福祉月間の啓発普及 (電話相談窓口カード作成)	R3 実績	187千円
事業概要	児童福祉の理念の普及・啓発を図るため、5月1日から5月31日までを「児童福祉月間」と定め、「子どもの権利条約」の普及・啓発物として悩みごと相談窓口カードの作成・配布を実施する。				
事業実績	主に小学校5年生を対象に、子どもの権利条約の普及・啓発を目的に27,000枚を作成、配布した。				
施策 行動計画	Ⅲ-1-①	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト (人権教育開発事業)	R3 実績	915千円
事業概要	県教育委員会が、人権教育に関し実践的な研究を行う市町村教育委員会に対し人権教育地域推進事業として委託し、当該市町村教育委員会は、人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行う。				
事業実績	モデル地区として、広野町(子ども園1園、小学校1校、中学校1校)を設置し、家庭や地域との連携に根ざした実践研究、研究公開を行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○「児童の権利に関する条約」において、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもが生きる権利、自由に意見を表明する権利を有すること等が定められている。				
○ 施策の方向	○子どもの意識・立場に立った対応を推進するとともに、地域における子どもの積極的な参画を通して、子どもたちの意見の施策への反映やふるさと福島への愛着心の醸成を図る。				
○ 行動計画	②子どもの参画の推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-②	事業名	チャレンジふくしま 豊かな遊び創造 事業 (子どもと青年の異世代交流事業)	R3 実績	1,934千円
事業概要	教育・保育に関心のある学生を参集し、本県が抱える子ども分野での課題等をワークショップやフィールドワークを通じて解決策等を検討し、県有施設のフォレストパークあだたらにおいて、自然環境を活用した親子イベントの企画・運営を実施させる。				
事業実績	保育など教育分野に関心のある大学生が、ワークショップ3回、フィールドワーク2回を通じて親子イベントの企画・運営を行った。 ・参加者数114名(うち、参加児童数49名)				

◆課題と行動計画〈その3〉					
○現状と課題	○子どもたちの健全な育成のため社会全体が連携して環境を改善する必要がある。				
○施策の方向	○子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを推進。				
○行動計画	③子どもたちの健全な育成のための環境づくり				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-③	事業名	青少年健全育成県民総ぐるみ運動	R3 実績	95千円
事業概要	青少年の健全育成や非行防止について、より効果的に周知するとともに、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、学校の夏休み期間である7～8月に焦点を合わせ、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を展開する。				
事業実績	<p>福島の将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、「生かそう、きずな。未来のために！」のスローガンの下、7月から8月の2ヶ月間にわたる青少年健全育成県民総ぐるみ運動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレット作成配布 10,000枚</li> </ul>				

◆課題と行動計画〈その4〉					
○現状と課題	○いじめの認知件数は近年著しく増加しており、不登校の児童生徒数についても、震災前と比較して増加。				
○施策の方向	○いじめ等の未然防止、早期発見、解決に向けた組織的対応に向け、相談体制の充実等を図る。				
○行動計画	④不登校やひきこもり状態等の子どもへの支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-2-① Ⅳ-4-② Ⅵ-2-②	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト	R3 実績	750,060千円
事業概要	教育相談体制の整備、道徳教育の充実、教員の指導力の向上、地域等との連携を目指して、スクールカウンセラー等の配置、電話相談窓口の設置、研修会等を実施する。				
事業実績	<p>いじめの問題解消と未然防止、不登校等の学校不応問題の解決に加えて東日本大震災、原発事故被害によるストレス、不安に対して心のケアを行う目的でスクールカウンセラーが派遣された（高校84校）。</p> <p>多様な問題に直面している児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置した（7教育事務所22名、31市町村34名）。</p>				
施策 行動計画	Ⅱ-2-② Ⅲ-1-④	事業名	ひきこもり対策推進事業	R3 実績	28,605千円
事業概要	ひきこもり状態の人やその家族の相談先として「ひきこもり相談支援センター」を設置する。また、ひきこもりの状態にある本人やその家族を支援することを目的として、ひきこもり家族教室を実施する。				
事業実績	<p>福島県ひきこもり相談支援センターを運営し、ひきこもり本人とその家族からの相談に対応した（委託先：福島県青少年育成県民会議）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ相談件数：1,990件（実434件）</li> <li>各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室を開催した。</li> <li>延べ参加人数：167人（27回開催）</li> </ul>				

## 2 教育の充実

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○ 少年高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など急激に変化する現代社会においては、個人は自立して他と協調しながらその生涯を切り拓いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められる。
○ 施策の方向	○ 子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな生活を送るため、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」をバランスよく育て、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育むとともに、ふくしまの発展を支える社会の一員として必要な資質を養っていく。
○ 行動計画	①豊かなこころの育成 ②健やかな体の育成 ③確かな学力の育成 ⑤学校の教育環境の整備

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-①	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト (道徳教育実践研究事業)	R3 実績	5,938千円
事業概要	学習指導要領の趣旨を生かした道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校・地域の実情に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組みに支援を行う。				
事業実績	震災を経験した本県だからこそその視点と学習指導要領の趣旨に基づくという2つの視点で、研修会や協議会の充実を図った(7地区で地区別推進協議会を開催)。教職員、保護者、地域住民を対象にしたリーフレットを定期的に発行した。(12月、3月発行)。				
施策 行動計画	Ⅲ-1-② Ⅲ-2-②	事業名	チャレンジ!子どもがふみだす 体験活動応援事業	R3 実績	69,039千円
事業概要	東日本大震災の経験を踏まえ、子どもたちが充実した自然体験活動等を行う機会をとおして、心身ともに健康で、豊かな人間性の育成を図るとともに、社会体験活動をとおして、主体的に復興に寄与する新生ふくしまを担うたくましい子どもたちの育成を図る。				
事業実績	事業1「ふくしまキッズパワーアップ事業」では小中学校122件に補助を行い、6,389人が豊かな自然体験活動・震災学習を行った。 事業2「ふくしまの未来」へつなぐ体験応援事業では、20団体への補助を行い、小・中・高校生が、被災者や避難者との交流、県内外への復興の発信などを行った。				
施策 行動計画	Ⅲ-2-③	事業名	一人一人を伸ばすふくしま学力向上 推進事業	R3 実績	76,652千円
事業概要	一人一人の学力を確実に伸ばす観点に立ち、本県児童生徒の学習内容の定着度や学力の伸びを把握するとともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調べ、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。				
事業実績	県内の小学校4年生から中学校2年生を対象に、令和3年4月21日に第2回ふくしま学力調査を実施した。ふくしま学力調査の特長は、一人一人の学力の伸びが見えることであるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受けて中止したため、2年越しの学力の伸びを見ることになった。 ○参加学校数 ・小学校(義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部を含む)417校 ・中学校(義務教育学校後期課程及び県立特別支援学校中学部を含む)221校 ○参加児童生徒数 ・小学校(義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部を含む)41,896名 ・中学校(義務教育学校後期課程及び県立特別支援学校中学部を含む)28,615名				

施策 行動計画	Ⅲ-2-⑤	事業名	少人数教育推進事業	R3 実績	5,621,484千円
事業概要	小学1, 2年、中学1年における「30人学級」、小学3～6年、中学2, 3年における「30人程度学級」の編制を可能とし、一人一人の児童生徒に対してのきめ細かな教育の充実を図る。				
事業実績	学力面では、令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果より、小・中学校国語はおおむね全国平均であるが、小学校算数・中学校数学は全国平均を下回っている。児童生徒質問紙においては、授業内容がよくわかるという児童生徒の割合が増加傾向にあり、成果が表れている。また、生徒指導面では、問題行動等調査の結果において、全国平均と比較すると、暴力行為の発生件数や不登校児童生徒の出現数の割合が少ないなど、少人数教育のよさが生かされている。				

### ◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○核家族化の進行やライフスタイルの多様化などに加えて、震災の影響により家庭や地域を取り巻く環境も大きく変化している。
○ 施策の方向	○家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進。
○ 行動計画	④家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-④	事業名	地域学校協働本部事業	R3 実績	166,599千円
事業概要	未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校と地域が相互に連携・協力を進めるとともに、互いの役割を明確に認識し対等な協働関係を築くことにより、社会総がかりでの教育の実現を目指す。特に震災後の子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するための支援を行い、教育環境の復興を加速させる。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検証委員会（委員数11名、3回開催）</li> <li>・復興に向けた学びを通じた協働のまちづくり事業（16市町村、1支援学校実施）</li> <li>・推進委員会2回開催、地域学校協働活動事業推進フォーラム1回、地域学校協働研修会全県研修1回、地域研修7回、地域連携担当教職員等研修会地域研修7回</li> <li>・地域学校協働活動補助事業（23市町村実施）</li> <li>・家庭教育支援事業（5市町村実施）</li> </ul>				

## 【主な指標】

指標 番号	No.33 ~36	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校) ※上から【小5男】、【小5女】、【中2男】、【中2女】						
基準 (R1)	98.9	R3 目標	99.1 以上	実績 (R3)	99.7	評価 【A】	R6 目標	99.3 以上
基準 (R1)	101.1	R3 目標	101.2 以上	実績 (R3)	101.9	評価 【A】	R6 目標	101.4 以上
基準 (R1)	99.3	R3 目標	99.4 以上	実績 (R3)	100.7	評価 【A】	R6 目標	99.5 以上
基準 (R1)	100.1	R3 目標	100.1 以上	実績 (R3)	101.1	評価 【A】	R6 目標	100.1 以上

### 【達成状況及び今後の課題】

令和元年度より平均体力合計点の低下が見られていることに加え、1週間の総運動時間が依然として全国平均値を下回っていることから、体育の授業の充実と児童の運動の習慣化への取組が課題である。

「自分手帳」の活用や「運動身体づくりプログラム」の徹底、「児童期運動指針」に基づいた運動の習慣化等、改善に向けた取組を継続していく。

### 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

#### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○震災以降外遊びが制限された影響などで県内の子どもの肥満が増加し、徐々に改善傾向が見られるものの、依然として高い状況。 ○ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもが一人で食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要がある。
○ 施策の方向	○思春期の若者に対して、性に関する正しい知識の普及や相談体制の整備、飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策の推進、無理なダイエット等による痩身や肥満等に関する様々な健康教育の充実を図る。 ○児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進する。
○ 行動計画	①思春期における健康教育・健康づくりの推進 ②食育の推進

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-② Ⅲ-3-①	事業名	学校すこやかプラン	R3 実績	699千円
事業概要	児童生徒の現代的健康課題を解決するため、地域の保健関係機関、保護者等との効果的な連携を図り、支援体制の整備充実や健康教育担当教員の資質向上のため研修会を行う。				
事業実績	健康教育推進者研修会を3会場で実施（参加者：387名）。				
施策 行動計画	Ⅲ-3-②	事業名	元気なふくしまっ子食環境整備事業 【健康教育課】	R3 実績	1,938千円
事業概要	原子力発電所の事故に起因する屋外での活動制限等から子どもの体力低下や肥満の増加など新たな健康課題が生じたため、これらの課題を解決するため、学校・家庭・地域が一体となった体力向上や食育等による健康増進に向けた事業を総合的に展開する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育指導者研修会 1回開催</li> <li>・食環境を考える会 3地域で実施（各1回）</li> <li>・指導者向け作物栽培研修 9名参加（7月29日・30日）</li> <li>・朝食について見直そう週間運動 6月・11月のみ実施（朝食摂取率96.6% 11月）</li> </ul>				

#### 【主な指標】

指標 番号	No.44	朝食を食べる児童生徒の割合 (小・中・高・特別支援学校)						
基準 (H30)	96.6 %	R3 目標	97.2 %	実績 (R3)	96.6 %	評価 【D】	R6 目標	97.7 %

#### 【達成状況及び今後の課題】

肥満等の健康課題は単年度で解消できるものではなく、食習慣の体得には時間がかかる。望ましい食習慣を体得させるため、子どもたちの食習慣を整備する必要がある。

児童生徒自らが望ましい運動習慣や食習慣を確立し維持できるようにするためには、自分手帳の活用を通して、健康課題を認識し、その解決に積極的に取り組めるような自己マネジメント能力の育成が必要である。生涯にわたって、望ましい食習慣の形成や肥満改善等、食に関する意識の改善に寄与する。

【基本方針Ⅲに係る指標一覧 ①】

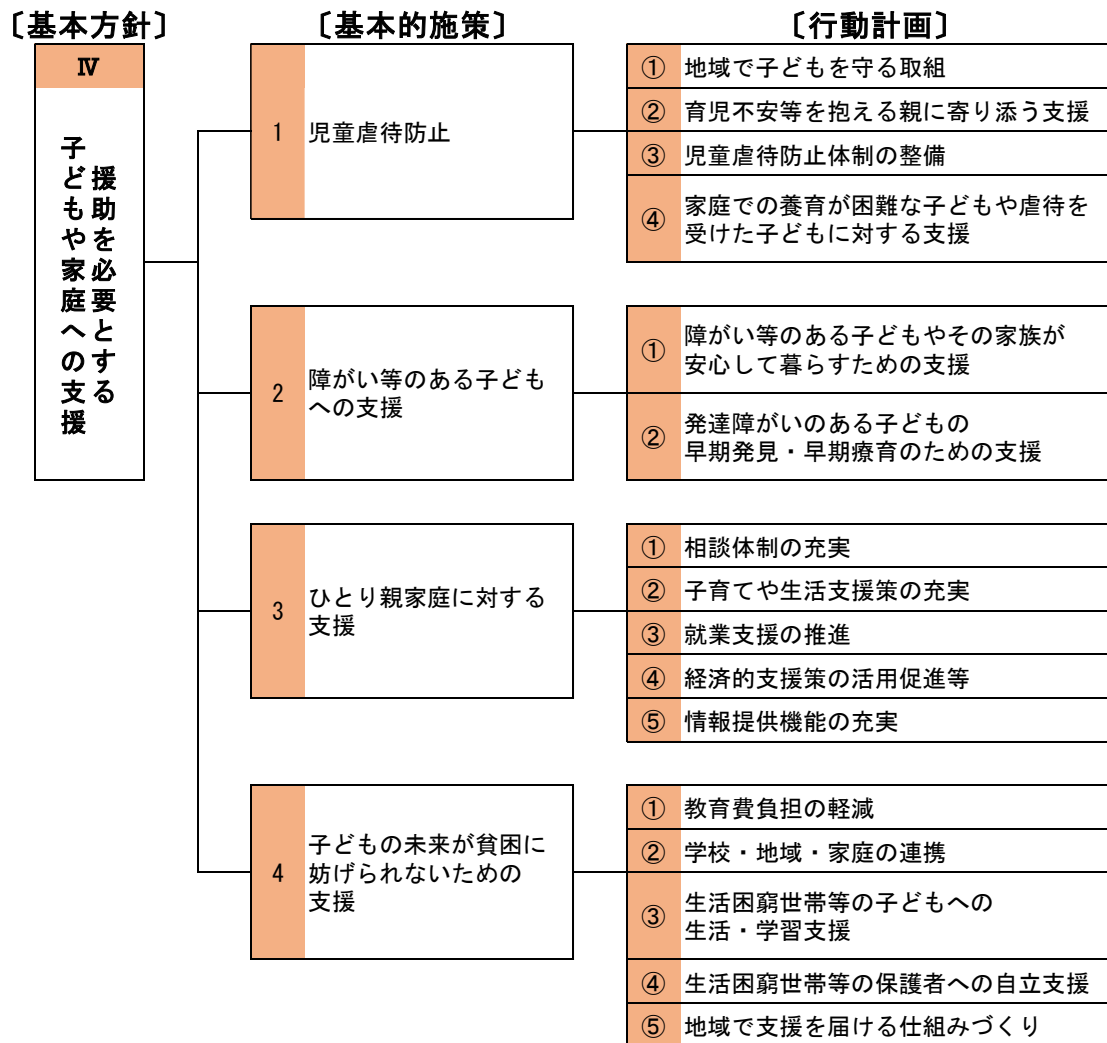
施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度) ※令和3年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載		達成状況
<b>Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立</b>								
<b>1 子どもの尊重と生きる力の応援</b>								
28	ひきこもり相談支援センターでの相談件数	R2	1,152 件	—	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—	1,990 件	
<b>2 教育の充実</b>								
29	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校国語)	R3	83.5 %	毎年	100 %	100 %	%	—
30	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校算数)	R3	73.5 %	毎年	100 %	100 %	%	—
31	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校国語)	R3	76.3 %	毎年	100 %	100 %	%	—
32	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校数学)	R3	70.8 %	毎年	100 %	100 %	%	—
33	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5男】	R1	98.9	R6	99.3 以上	99.1 以上	99.7	A
34	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5女】	R1	101.1	R6	101.4 以上	101.2 以上	101.9	A
35	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2男】	R1	99.3	R6	99.5 以上	99.4 以上	100.7	A
36	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2女】	R1	100.1	R6	100.1 以上	100.1 以上	101.1	A
37	不登校の児童生徒数 ※1,000人当たりの出現率	H30	15.1 人	R6	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—	R2 17.8 人	
38	暴力行為の1,000人当たりの発生件数(国公立の小・中・高等学校)	H30	3.0 件	R6	減少を目指す	—	R2 5.1 件	D



【基本方針Ⅲに係る指標一覧 ②】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度)		達成 状況
						※令和3年度実績が 出ていない指標は、 左欄に実績年度を 記載		
<b>Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立</b>								
<b>3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策</b>								
39 「性に関する指導」の手引き活用率(公立幼・小・中・高・特別支援学校)	R1	86.6 %	R6	100.0 %	92.0 %		81.9 %	D
40 10代の人工妊娠中絶実施率	H30	4.3 %	R6	低下を目指す	—	R2	3.3 %	A
41 10代の自殺死亡率(人口十萬対)	H30	7.7	R6	6.2 以下	7.2 以下	R2	8.3	D
42 小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合(公私立小学校)	R1	3.5 %	R6	低下を目指す	—	R2	4.8 %	D
43 食育推進計画を作成している市町村の割合	R2	91.5 %	R6	100 %	93.6 %		91.5 %	D
44 朝食を食べる児童生徒の割合(小・中・高・特別支援学校)	H30	96.6 %	R6	97.7 %	97.2 %		96.6 %	D

## 〈基本方針Ⅳ〉援助を必要とする子どもや家庭への支援



### 【基本方針の概要】

○近年相談件数が増加傾向にある児童虐待に対応するための体制を強化するとともに、家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていきます。

○障がいのある子どもが地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図っていきます。

○ひとり親家庭等自立支援計画を本計画に統合し、就労支援や経済的支援など総合的に取組を推進していくとともに、経済的な困窮などの様々な困難を抱える子どもの未来が妨げられないための支援をします。

# 1 児童虐待防止

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることや体罰の禁止などが示されており、子どもの権利と生命を守るための取組が必要。				
○ 施策の方向	○地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待防止について普及啓発を行う。				
○ 行動計画	①地域で子どもを守る取組				
◆主な関連事業					
施策行動計画	IV-1-①	事業名	虐待から子どもを守る総合対策推進事業（児童虐待防止普及啓発事業）	R3実績	187千円
事業概要	11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、オレンジリボン運動の啓発グッズを市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用する。				
事業実績	産後うつを要因とする児童虐待の防止に活用する母親向け・家族向けの産後うつ啓発カードを作成し、市町村を通して対象家庭に配布した。 ・配付枚数 11,800枚×2種				
施策行動計画	IV-1-①	事業名	子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業	R3実績	3,807千円
事業概要	子どもの虐待防止プログラム（CAP）を子どもと大人に実施し、虐待防止と子どもの権利擁護の普及啓発を図る。				
事業実績	福島県CAPグループ連絡会に委託し県内の保育園、幼稚園、小中学校等で子どもの虐待防止プログラムを実施した。 ・実施回数86回、参加者数1,314名（子ども：679名 大人：635名）				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○全国的に児童虐待死亡事例は0歳児が多く、児童虐待防止のためには、妊娠期からの支援が必要。				
○ 施策の方向	○悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、相談支援につなげる体制づくりに取り組む。				
○ 行動計画	②育児不安等を抱える親に寄り添う支援				
◆主な関連事業					
施策行動計画	II-2-② IV-1-②	事業名	こどもを守る地域ネットワーク推進事業（子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業）	R3実績	1,510千円
事業概要	市町村における子ども家庭総合支援拠点設置を推進するため、専門家による助言、研修、視察など拠点設置準備に必要な費用を補助する。				
事業実績	2町に対して補助を行った。				

◆課題と行動計画〈その3〉

○ 現状と課題	○児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、地域住民や市町村、県及び関係機関が連携し児童虐待防止に取り組むことが求められている。
○ 施策の方向	○身近な地域における児童虐待防止のための相談体制整備の推進や専門性の向上を図るとともに、専門機関である児童相談所の体制及び対応する関係機関の体制を強化する。
○ 行動計画	③児童虐待防止体制の整備

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-1-③	事業名	児童相談所費行政経費（児童相談所 相談・連携体制強化事業）	R3 実績	2,842千円
事業概要	児童相談所において、児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、警察等との円滑な情報共有をより適切に行うため、共通入力フォーマットによるデータベース化を行う。				
事業実績	児童相談所情報管理システムを導入し、児童虐待ケース等の進行管理、記録の作成、他機関との情報共有をより円滑に行える体制を整えた。				
施策 行動計画	IV-1-③ IV-1-④	事業名	虐待から子どもを守る総合対策推進 事業（児童虐待ケース対応強化事業）	R3 実績	2,253千円
事業概要	市町村要保護児童対策地域協議会の運営や相談ケース対応について助言・指導を行う専門員を派遣し、市町村の相談支援体制の強化を図る。				
事業実績	弁護士22回、精神科医1回、法医学医2回のスーパーバイズを実施した。 また、カウンセリング強化事業を50回実施した。				

◆課題と行動計画〈その4〉					
○ 現状と課題	○家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもの支援について、里親による養育や児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するとともに、子どもの家庭復帰や自立後の支援の充実を図る必要がある。				
○ 施策の方向	○里親委託推進の取組や児童養護施設等への小規模化・地域分散化に向けた支援を行うとともに、子どもの家庭復帰のための支援や自立した後の経済面や生活、就労の支援を行う。				
○ 行動計画	④家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	IV-1-④	事業名	里親総合対策事業 (里親訪問支援等事業)	R3 実績	11,036千円
事業概要	児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の連携・調整を図ることにより、里親委託を推進する。 また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等により養育支援を行う。				
事業実績	県内4か所の児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関との連携、調整を行うことにより里親委託の推進を図った。また、県内4児相合わせて117世帯の里親宅を訪問し、委託されている里親に対して相談や支援を行った。				
施策 行動計画	IV-1-④	事業名	児童入所施設措置費 (県立施設を除く)	R3 実績	1,995,499千円
事業概要	児童福祉法の規定に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担する。				
事業実績	児童福祉法に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担した。 ・児童養護施設8箇所、ファミリーホーム5箇所、自立援助ホーム3箇所、母子生活支援施設2箇所				

## 【主な指標】

指標 番号	No.46	里親等委託率						
基準 (H30)	24.6 %	R3 目標	上昇を 目指す	実績 (R3)	31.4 %	評価 【A】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 平成30年度に策定した福島県社会的養育推進計画に基づき、家庭養育優先の原則の実現に向けた取り組みを進め、本県の里親等委託率は令和2年度30.5%から0.9%上昇している。今後も引き続き児童相談所等関係機関と連携しながら新規里親の増加と里親等への委託を推進していく。								

## 2 障がい等のある子どもへの支援

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○障がいのある子どもに生活能力向上のための訓練等の支援を行う障害児通所支援事業所は年々増加しているが、地域によって整備の状況に差が見られ、事業所における支援サービスの質の確保が課題。 ○増加する医療的ケア児とその保護者・家族が、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制が必要。
○ 施策の方向	○障がいのある子どもやその家族が、障がい種別や年齢に応じた適切な支援サービスが受けられるよう、地域における支援体制の確保に努める。 ○医療的ケア児とその家族が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等各関連分野が協働する支援体制の構築に努める。
○ 行動計画	①障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-2-①	事業名	総合療育センター施設運営費	R3 実績	252,202千円
事業概要	手足又は体幹の機能が不自由な児童に対し、通所又は入所により治療、訓練、生活指導、教育等を行うとともに、総合的な外来診療を実施する。				
事業実績	心身障がい児の早期発見・早期療育体制を確立して障がいの除去、軽減を図るとともに、社会参加を促進するため、医療看護、理学療法、作業療法、言語療法等を行った。				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	児童措置費 (障がい児通所給付費等)	R3 実績	1,668,321千円
事業概要	事業所が提供する児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援に要する費用を負担する。				
事業実績	障がい児通所支援事業所における児童発達支援や放課後デイサービス等の、障がい児通所支援に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	未来へつなぐ子育て・教育充実事業	R3 実績	28,345千円
事業概要	特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制を構築できるようニーズに応じた相談支援を行います。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援アドバイザーの配置（10名）</li> <li>・事業担当者会（3回）</li> <li>・特別支援学級教育課程研修会（各地区7回）</li> <li>・特別支援教育推進会議（1回）</li> <li>・地域戦略会議（各地区×4回）</li> <li>・地域連携会議（各地区×3回）</li> </ul>				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	保育対策総合支援事業 (医療的ケア児保育支援事業)	R3 実績	811千円
事業概要	保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制を整備する場合に、その費用の一部を補助することで、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。				
事業実績	1市1施設の医療的ケア児を受け入れている施設への看護師配置費用に対して補助を行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉				
○現状と課題	○発達障がい児（者）に対しては、早期に発見し、早期からの療育支援に加え、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うための関係機関の連携が求められる。			
○施策の方向	○発達障がい児（者）に対しては、早期発見・早期支援の考え方に立ち、支援機関の連携を図るとともに、地域の支援者の養成や発達障がいに対応した医療機関の確保等に努める。			
○行動計画	②発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援			
◆主な関連事業				
施策行動計画	IV-2-②	事業名	発達障がい者支援体制整備事業	R3実績 8,080千円
事業概要	発達障がい児（者）のライフステージに応じた支援体制整備のため、早期発見、早期支援体制と市町村の相談支援体制整備の推進を図る。			
事業実績	<p>身近な地域で適切な発達障がい支援が受けられる体制整備のため、各地域に発達障がい地域支援マネージャーを配置するとともに、関係機関との各種会議や市町村、保育所・幼稚園職員、障害児通所支援事業所等の職員、かかりつけ医等の研修会、ペアレント・プログラムを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障がい地域支援マネージャー 県内7圏域に配置</li> <li>発達障がい者支援センター連絡協議会 年1回開催</li> <li>発達障がい児支援者スキルアップ事業（方部別研修会） 10回開催</li> <li>発達障がい児支援者スキルアップ事業（支援研修会） 3回実施</li> <li>かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修 2回実施</li> <li>ペアレント・プログラム 県内7か所で実施</li> </ul>			

## 【主な指標】

指標番号	No.48	障害児通所支援事業所数						
基準(H30)	237ヶ所	R3目標	増加を目指す	実績(R3)	396ヶ所	評価【A】	R6目標	増加を目指す
【達成状況及び今後の課題】 各地域のニーズを踏まえて指定してきた結果、事業所数が増加した。今後とも各圏域のニーズを踏まえた事業所の増加を促進するとともに、利用者への支援の質の向上のための取り組み等を行っていく。								

指標番号	No.49	障害児通所支援事業所の利用児童数						
基準(H30)	4,168人	R3目標	増加を目指す	実績(R3)	5,799人	評価【A】	R6目標	増加を目指す
【達成状況及び今後の課題】 各地域のニーズ及び事業所数の増加により利用児童数が増加している。今後とも各圏域のニーズを踏まえた事業所の増加を促進するとともに、利用者への支援の質の向上のための取り組み等を行っていく。								

### 3 ひとり親家庭に対する支援

#### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○ひとり親家庭において親は、家計維持と子育てを一人で担っており、社会的に孤立しやすい状況にある。また、しつけが行き届かないなどの悩みや教育・進学に関する不安を抱えている。
○ 施策の方向	○ひとり親家庭等に身近なところで、子育てや仕事をはじめ生活全般に関する情報提供や助言を行う支援体制の充実を図る。
○ 行動計画	①相談体制の充実

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-① IV-3-③	事業名	ひとり親家庭相談事業	R3 実績	30,470千円
事業概要	各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等の各種相談対応や情報提供を行うことにより、ひとり親家庭等の福祉の向上を図る。				
事業実績	各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等からの生活全般に係る相談に対応した。				

#### ◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○ひとり親家庭等の自立のためには、安定した就業収入の確保が重要となるが、子育ての負担感や就業経験の少なさ等様々な制約から、多くのひとり親が不安定な雇用にならざるを得ない状況になっている。
○ 施策の方向	○ひとり親家庭等の状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細やかな就業支援を目指すとともに、就職に有利な資格取得等職業能力の向上を図る。
○ 行動計画	②子育てや生活支援策の充実 ③就業支援の推進

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-② IV-4-③	事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業 (子どもの生活・学習支援事業)	R3 実績	2,954千円
事業概要	ひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対し、ひとり親家庭の子どもが集まる居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して補助する。				
事業実績	白河市、喜多方市及び伊達市において事業を実施した。学習支援、食事付きの放課後の居場所の提供等を行った。 ・実施回数 白河市41回、喜多方市147回、伊達市8回 (伊達市は情報機器端末活用事業) ・参加児童数 白河市436人、喜多方市500人、伊達市77人 ・参加保護者等数 白河市131人、喜多方市174人				
施策 行動計画	IV-3-③ IV-4-④	事業名	ひとり親就業サポート強化事業	R3 実績	7,528千円
事業概要	ひとり親家庭の課題解決を支援するとともに、就業と子育ての両立を目指すため、保健福祉事務所に就業支援専門員を配置し、相談支援体制の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築する。				
事業実績	ひとり親家庭の就業支援を行うため、保健福祉事務所の相談窓口就業支援専門員を配置し、相談支援体制の強化を図った。 ・県中、県南、会津保健福祉事務所 各1名配置 ・相談支援延べ件数491件 ・相談者実人数205名 ・就職者数38名				



◆課題と行動計画〈その3〉

○ 現状と課題	○離別・死別に関わらずひとり親家庭に至るまでには、親も子も何らかの喪失感を抱えているうえ、ひとり親家庭になってからは生活が大きく変化し、住まいと収入の確保、子どもの養育等様々な困難に直面することになる。
○ 施策の方向	○ひとり親家庭の経済的支えである児童扶養手当をはじめ、福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成などにより、経済面での支援に努める。 ○ひとり親家庭であることの制約や困難を可能な限り緩和し、心身ともに健康で豊かな生活を営めるよう、ひとり親になる前の段階からの切れ目ない情報提供に努める。
○ 行動計画	④経済的支援策の活用促進等 ⑤情報提供機能の充実

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-④	事業名	児童扶養手当給付費	R3 実績	1,260,992千円
事業概要	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童の母親等に児童扶養手当を支給する。				
事業実績	ひとり親世帯において、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する父、母若しくは養育者に対して、手当を支給した。 ・受給者数（県認定） 2,648人（令和3年12月末時点）福祉行政報告例公表値				
施策 行動計画	IV-3-④	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（貸付金）	R3 実績	19,440千円
事業概要	母子（父子）家庭及び寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、修学資金等の資金の貸付事業を行う。				
事業実績	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付を行った。 ・母子福祉資金 35人 父子福祉資金 4人 寡婦福祉資金 1人 合計 40人				
施策 行動計画	IV-3-③ IV-3-⑤ IV-4-④	事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業（母子家庭等就業・自立支援事業）	R3 実績	15,066千円
事業概要	ひとり親家庭に対して就業相談や求人情報の提供、職業紹介、就業支援セミナー等を行うとともに、自立支援プログラムの策定を行うことにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。				
事業実績	母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭等に対する就業相談を行うとともに、求人情報の提供、職業紹介、企業訪問等による求人開拓等を行うことにより、母子家庭の母等の自立促進を図った。 ・新規求人件数206件 ・求職相談件数1,002件 ・新規求職登録者数116名 ・就職者数58名				

## 4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○それぞれの家庭が抱える問題は、多様で必ずしも一つだけではないことから、経済的な困窮などの様々な困難を抱えている家庭でも、学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢をかなえられるよう支援を届ける必要がある。				
○ 施策の方向	○幼児期から高等教育までの様々な段階における、切れ目のない教育費負担の軽減に取り組む。				
○ 行動計画	①教育費負担の軽減				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-2-① Ⅳ-4-①	事業名	私立高等学校等就学支援事業	R3 実績	107,001千円
事業概要	私立高等学校等の設置者が被生活保護世帯等の生徒に対して授業料等の免除等を行った場合、免除額等を補助する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象法人数 21法人（22高等学校）等</li> <li>・対象生徒数 <ul style="list-style-type: none"> <li>被生活保護 4人</li> <li>災害、準生活保護世帯 290人</li> <li>中所得者 755人</li> <li>専攻科の生徒 82人</li> </ul> </li> </ul>				
施策 行動計画	Ⅱ-2-① Ⅳ-4-①	事業名	高校等奨学資金給付事業	R3 実績	554,014千円
事業概要	低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学資金を給付する。				
事業実績	高校生等のいる低所得世帯に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし、授業料以外の教育に必要な経費を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付件数：4,849件</li> </ul>				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○生活困窮世帯など特に支援が必要と考えられる世帯において、生活困窮者自立支援制度等の必要な支援制度の情報が届いていない傾向が見て取れることから、更に制度の理解と利用促進を図る必要がある。				
○ 施策の方向	○早期に生活支援や福祉制度につなげるため、学校と地域・家庭の連携や、児童生徒への心理的な支援に取り組む。 ○生活困窮世帯等の子どもの生活・学習支援等に取り組む。 ○経済的な困窮など複合的な困難を抱える保護者の状況に合った包括的な自立支援に取り組む。				
○ 行動計画	②学校・地域・家庭の連携 ③生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習の支援 ④生活困窮世帯等の保護者への自立支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-2-① Ⅳ-4-② Ⅵ-2-②	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト	R3 実績	750,060千円
事業概要	教育相談体制の整備、道徳教育の充実、教員の指導力の向上、地域等との連携を目指して、スクールカウンセラー等の配置、電話相談窓口の設置、研修会等を実施する。				
事業実績	いじめの問題解消と未然防止、不登校等の学校不適応問題の解決に加えて東日本大震災、原発事故被害によるストレス、不安に対して心のケアを行う目的でスクールカウンセラーが派遣された（高校84校）。 多様な問題に直面している児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置した（7教育事務所22名、31市町村34名）。				
施策 行動計画	Ⅲ-2-⑤ Ⅳ-4-③	事業名	福島県子どもの学習支援事業	R3 実績	23,427千円
事業概要	貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止の取組等を行う。				
事業実績	支援実績 ・ 県北：34件、県中：21件、県南：7件、会津・南会津：19件、相双：27件				
施策 行動計画	Ⅳ-3-① Ⅳ-4-④	事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業 (ひとり親家庭等生活支援事業)	R3 実績	2,621千円
事業概要	ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。				
事業実績	ひとり親家庭の生活を支援するため、県内で事業を実施した。 ・ 実施回数 9回（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、猪苗代町、矢吹町） ・ 参加人数 計61名 ・ 内容 家計管理・生活支援講習会、就職相談、参加者同士の情報交換、生活の悩み相談 等				

◆課題と行動計画〈その3〉	
○現状と課題	○地域で子どもの健やかな成長を見守る場などとして広まっている子ども食堂などの子どもの居場所については、資金やスタッフなどが不足しており、地域で子育てを支える仕組みへの支援が必要。
○施策の方向	○支援が届かない、届きにくい子どもや家庭に配慮し、早期の支援につなげるための仕組みづくりを進める。
○行動計画	⑤地域で支援を届ける仕組みづくり

◆主な関連事業					
施策 行動計画	IV-4-⑤ V-1-④	事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策 推進事業 (地域で支える子育て推進事業)	R3 実績	15,865千円
事業概要	地域の特性を生かした自主的な子育て支援や親支援の活動を促進し、地域全体で子育てを支える機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村の取り組みを支援する。				
事業実績	民間団体が実施する地域の子育て支援や子ども食堂の開設、市町村が独自の創意工夫により実施する子育て支援について補助を行った。 ・民間団体 27件 補助額 14,967千円 ・市町村 1件 補助額 367千円				
施策 行動計画	IV-4-⑤	事業名	こどもの将来応援事業	R3 実績	3,277千円
事業概要	各種支援制度をまとめたリーフレット・ガイドブックを配布するとともに、支援情報をまとめたポータルサイトを運営する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学2年生を対象に支援情報を掲載した「将来の夢応援ガイドブック」22,000部を作成・配布</li> <li>・ 来年度に新たに小学1年生になるこどもの親へ支援情報を掲載した「子どもの夢応援リーフレット」25,000部を作成・配布</li> <li>・ 支援情報をスマホ等から確認できる「将来の夢応援サイト」を運営</li> </ul>				

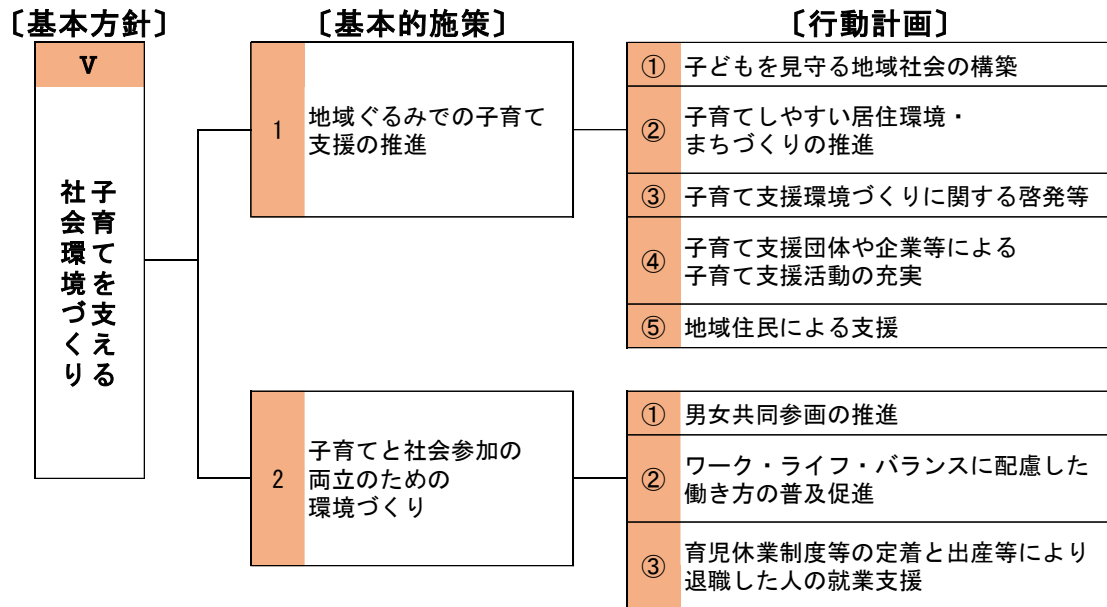
## 【主な指標】

指標 番号	No.55	子どもの居場所の設置数 (子ども食堂など)						
		基準 (R2)	R3 目標	増加を 目指す	実績 (R3)	88ヶ所	評価 【A】	R6 目標
【達成状況及び今後の課題】 県による子どもの居場所の開設費用の助成や民間団体による助成、ふくしま子ども食堂ネットワークによるノウハウの提供等により、設置数の増加に繋がったと考えられる。引き続き、子どもの居場所の開設費用を助成し、設置数の増加を目指す。								

【基本方針Ⅳに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度)		達成状況	
						※令和3年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載			
<b>Ⅳ 援助を必要とする子どもや家庭への支援</b>									
<b>1 児童虐待防止</b>									
45	児童虐待相談対応件数	H30	1,549 件	R6	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—	R2	1,871 件	
46	里親等委託率	H30	24.6 %	R6	上昇を目指す	—		31.4 %	A
<b>2 障がい等のある子どもへの支援</b>									
47	個別の教育支援計画の引継ぎ率(幼・小・中・高)	R2	71.3 %	R6	100 %	—		%	—
48	障害児通所支援事業所数	H30	237 ヶ所	R6	増加を目指す	—		396 ヶ所	A
49	障害児通所支援事業所の利用児童数	H30	4,168 人	R6	増加を目指す	—		5,799 人	A
50	発達障がい者支援センターでの相談件数	R2	1,331 件	—	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—		1,593 人	
<b>3 ひとり親家庭に対する支援</b>									
51	ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	R1	16,182 世帯	—	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	—		15,286 世帯	
52	ひとり親家庭の親の就業率	R1	89.2 %	R6	上昇を目指す	—		%	—
<b>4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援</b>									
53	生活保護世帯の子どもの進学率(高校等)	H30	92.4 %	R6	上昇を目指す	—	R2	94.6 %	A
54	生活保護世帯の子どもの進学率(大学等)	H30	24.5 %	R6	上昇を目指す	—	R2	16.1 %	D
55	子どもの居場所の設置数(子ども食堂など)	R2	66 ヶ所	R6	増加を目指す	—		88 ヶ所	A

## 〈基本方針Ⅴ〉子育てを支える社会環境づくり



### 【基本方針の概要】

○子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりや子育てしやすい生活環境づくりを推進します。

○社会全体で子育て世帯への支援を進めるため、関係機関と連携を図りながら地域ぐるみでの子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。

○男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図ります。

# 1 地域ぐるみでの子育て支援の推進

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心で子育てしやすいまちづくりを行う必要がある。				
○ 施策の方向	○子どもを見守る地域社会を構築するとともに、子育てしやすい生活環境づくりを推進する。				
○ 行動計画	①子どもを見守る地域社会の構築 ②子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	V-1-①	事業名	自主防犯団体に対する安全・安心 まちづくり支援事業	R3 実績	666千円
事業概要	防犯ボランティア団体に対する腕章、ジャンパー等の物的支援のほか、防犯活動に資する情報提供をメール（POLICEメールふくしま）により行う。				
事業実績	防犯ボランティア8団体に対し、帽子、ベスト、ジャンパー等の防犯活動用物品を支援した。				
施策 行動計画	V-1-①	事業名	ゾーン対策事業	R3 実績	91,042千円
事業概要	最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、通学路、生活道路等における人優先の安全安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。				
事業実績	通学路や住宅街などの生活道路における歩行者の安全を確保するため、交通規制の見直しや、交通信号機の新設、路側式標識の設置を行った。 生活道路の速度及び通過交通抑制に重点を置いた対策として、ゾーン30プラスの整備に向けた取組を推進した。 ・ゾーン30の整備箇所 累計70箇所				
施策 行動計画	V-1-②	事業名	福島県多世代同居・近居推進事業	R3 実績	79,900千円
事業概要	多世代同居・近居による子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、親世帯と子育て世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し、補助する。				
事業実績	【補助件数】 107件 うち、子育て世帯 98件				
施策 行動計画	V-1-②	事業名	やさしい道づくり推進事業	R3 実績	107,997千円
事業概要	公共施設や福祉施設の周辺の歩道等において、ユニバーサルデザインに基づいた段差の改善や視覚障がい者誘導用ブロックの設置、車いすでのスムーズなすれ違い確保のための歩道拡幅などを実施する。 一般県道二本松安達線外3箇所				
事業実績	高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる道路とするため、歩道の段差解消を図る事業を県内3箇所にて行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉				
○ 現状と課題	○本県の三世代同居率は全国に比べて高いとはいえ、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯の孤立化が進んでいる。			
○ 施策の方向	○社会全体で子育てを支援していく環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図りながら、子育て支援の在り方等について意見交換等を行い、施策への反映を目指す。 ○子育て世帯への支援を進めるためには、子育て支援団体等と協力・連携していくことが不可欠であり、これらの団体の連携を図ることによって、地域における子育て支援活動が更に推進されるよう支援する。			
○ 行動計画	③子育て支援環境づくりに関する啓発等 ④子育て支援団体や企業等による子育て支援活動の充実 ⑤地域住民による支援			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	V-1-③	事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策推進事業（地域で支える子育て推進事業 除く）	R3 実績 689千円
事業概要	本県の子育て支援の進捗状況報告等のため、「福島県子ども・子育て会議」を開催する。また、子ども・子育て支援新制度の着実な実施のため、県、市町村、関係団体で地域ごとの課題共有や利害調整等を行う。			
事業実績	子ども・子育て会議3回、計画部会1回、認定こども園部会1回（オンライン）開催。			
施策 行動計画	V-1-④	事業名	子育て応援パスポート事業	R3 実績 3,838千円
事業概要	子育てしやすい県づくりの機運を高めるため、国、地方自治体、事業者が一体となって子育てを応援する仕組みとして、子育て支援サービスが受けられるパスポートを子育て家庭に対し交付する。			
事業実績	子育て応援パスポートカードの有効期限に合わせ、カードを更新して対象者に配布するとともに、利用者の利便性を向上させるため、スマートフォンでのカードの電子表示対応ができるようポータルサイトの改修を行った。 ・子育て応援パスポートカード：36万枚作成 ・事業説明チラシ：34万枚作成 ・新カード配布数：学校等約23万枚 市町村窓口：約10万枚（予備含む） ※ 学校等施設に在籍している子どもへは施設を通じて、その他の子どもへは市町村窓口での交付。			
施策 行動計画	V-1-⑤ VI-2-②	事業名	地域の寺子屋推進事業	R3 実績 3,116千円
事業概要	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、本県の復興を担う子どもたちを社会全体で育てる。			
事業実績	・地域の寺子屋セミナー 6回開催 参加者302名 ・寺子屋実施 8回開催 参加者131名			



## 【主な指標】

指標 番号	No.56	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数						
基準 (R1)	207 人	R3 目標	減少を 目指す	実績 (R3)	136 人	評価 【A】	R6 目標	減少を 目指す
<p>【達成状況及び今後の課題】</p> <p>児童・生徒等を対象とした交通安全教育の推進や各季運動における交通安全啓発活動が一定程度、県民へ浸透し、その効果が認められる。今後も、継続して、交通安全対策を推進する。</p>								

指標 番号	No.61	ファミたんカード協賛店舗数						
基準 (H30)	4,040店舗	R3 目標	4,270店舗	実績 (R3)	3,643店舗	評価 【D】	R6 目標	4,500店舗
<p>【達成状況及び今後の課題】</p> <p>令和3年度に行った協賛店舗の現況確認の結果、協賛廃止及び廃業している店舗が多く見られた。今後は県内に複数店舗を展開する企業を中心に協賛を呼びかける等の対応をしていく。</p>								

指標 番号	No.62	福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合 (意識調査)						
基準 (R1)	61.8 %	R3 目標	66.1 %	実績 (R3)	65.7 %	評価 【B】	R6 目標	72.6 %
<p>【達成状況及び今後の課題】</p> <p>基準値よりも上回ってはいるが、令和3年度の目標値には至らなかった。引き続き、地域の子育て支援の取組に対して補助する等により、社会全体で子育てを支える仕組みづくりを推進し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めていく。</p>								

## 2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○本県の育児をしながら働いている女性の割合は全国平均よりも高くなっており、結婚・子育てと仕事の両立を望む女性が増え、共働き家庭が増加しているが、固定的な性別役割分担意識はまだまだ社会に根強く残っており、女性が仕事とともに家事や育児を担うなど負担が重いものとなっている。 ○近年、育児休業制度の拡充や働き方改革による時間外労働の上限規制など制度面の改善は進んでおり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるが、子育て期と重なる男性の長時間労働は依然改善されていない。
○ 施策の方向	○個人の価値観を尊重し、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図る。
○ 行動計画	①男女共同参画の推進 ②ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進 ③育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	V-2-①	事業名	女性活躍促進事業 【男女共生課】	R3 実績	6,920千円
事業概要	固定的な男女の役割分担意識を変え、男性の家事・育児等への参画に関する理解を深めるためのイベントや企業や団体等の要望に応じたキラっ人さんの講師派遣、子育て中の男性を対象としたカジダン出前セミナー等を開催する。				
事業実績	女性活躍推進を実践するための職場づくりなどをテーマとする講演会のほか、当該講師と県内で活躍している女性、女性活躍に取り組む企業の代表者及び知事によるトークにより女性が働き輝くために大切なことを考えていくイベントを11月12日に開催した（210名参加）。 男性の家事・育児等への参画を推進するため、男性の家事・育児参画に関する理解を深めるための親子料理教室及びミニセミナーを12月5日に開催した（10組22名参加）。また、男性の家事・育児参画に関するコラムや手軽で簡単に作れる料理レシピ等をポータルサイトに掲載した。 「女性活躍応援ポータルサイト」にて情報発信した。				
施策 行動計画	V-2-① V-2-②	事業名	女性活躍促進事業 (次世代育成支援企業認証事業 及び助成金・奨励金事業等)	R3 実績	12,028千円
事業概要	県内企業の「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証取得を進め、各企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。また認証取得者に対し助成金・奨励金により働きやすい職場環境づくりを促進する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「働く女性応援」中小企業認証 62社</li> <li>・「仕事と生活の調和」推進企業認証 50社</li> <li>・働きやすい職場環境づくり推進助成金 15件</li> <li>・働き方改革支援奨励金 13件（男性育児9件、長時間労働是正1件、有休取得促進3件）</li> </ul>				
施策 行動計画	V-2-③	事業名	女性活躍促進事業 (女性就職応援事業)	R3 実績	18,761千円
事業概要	出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を支援するため、「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、就職相談や再就職セミナー、職場体験、就職後のフォローアップまで一体的な支援を行う。				
事業実績	ふるさと福島就職情報センター福島窓口 ・利用件数：延べ2,400人 新規登録者数 162人 女性の就職決定人数 227人 ・再就職・就職支援等のセミナー：16回開催（参加者数 128人）				

## 【主な指標】

指標 番号	No.63	福島県次世代育成支援企業認証数						
基準 (H30)	595社	R3 目標	709社	実績 (R3)	875社	評価 【A】	R6 目標	822社
【達成状況及び今後の課題】 入札においてメリットのある建設業者の認証が増えているが、それ以外の業種の事業者をいかに増やしていくかが課題。企業訪問等あらゆる機会を通じて、制度のPRを行い、幅広い業種で認証事業者を増やしていく。								

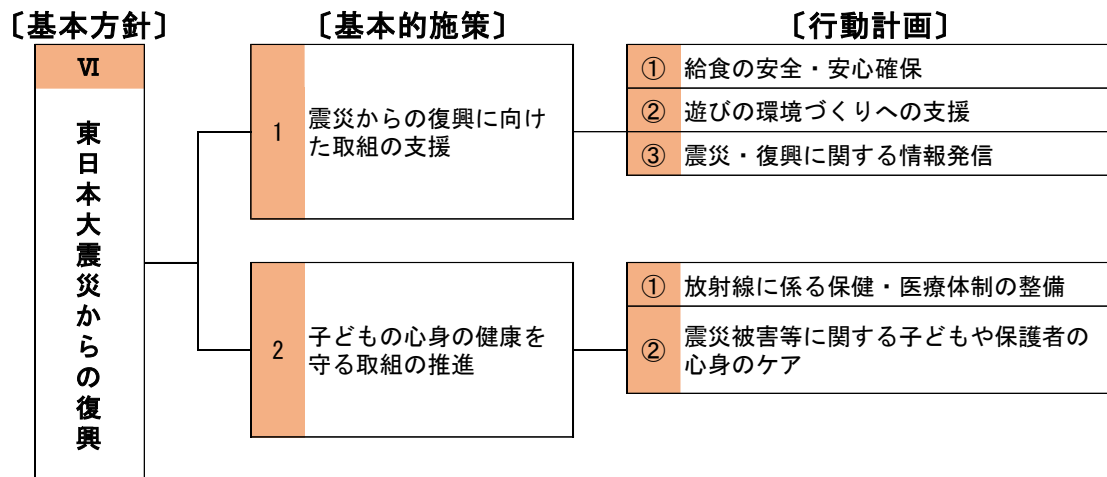
指標 番号	No.66	男性の育児休業の取得率(民間(事業所30人以上))						
基準 (H30)	8.7 %	R3 目標	13.0 %	実績 (R3)	13.5 %	評価 【A】	R6 目標	17.0 %
【達成状況及び今後の課題】 製造業、医療・福祉をはじめほとんどの業種で昨年を上回っている。専門家の企業への派遣、助成制度、企業認証制度などにより、引き続きワークライフバランスの推進に取り組む。								

指標 番号	No.68	出産、育児等を理由とした退職者の 再雇用特別措置を設けている企業の割合						
基準 (H30)	18.1 %	R3 目標	上昇を 目指す	実績 (R3)	19.3 %	評価 【A】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 建設業や金融・保険業において数値の減がみられるとともに、製造業がやや低い水準となっていることから、これらの業界を中心に企業訪問などを通じて制度導入の普及に努めていく。								

【基本方針Vに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度)		達成状況
						※令和3年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載		
<b>V 子育てを支える社会環境づくり</b>								
<b>1 地域ぐるみでの子育て支援の推進</b>								
56	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数	R1	207 人	R6	減少を目指す	—	136 人	A
57	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	R2	67.0 %	R6	68.0 %	67.3 %	67.5 %	A
58	通学路における安全対策の完了率	R2	49.0 %	R6	60.0 %	51.8 %	59.4 %	A
59	「やさしさマーク」交付数(累計)	H30	436 件	R6	増加を目指す	—	444 件	A
60	おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H30	1,207 ヶ所	R6	増加を目指す	—	1,253 ヶ所	A
61	ファミたんカード協賛店舗数	H30	4,040 店舗	R6	4,500 店舗	4,270 店舗	3,643 店舗	D
62	福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合(意識調査)	R1	61.8 %	R6	72.6 %	66.1 %	65.7 %	B
<b>2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり</b>								
63	福島県次世代育成支援企業認証数	H30	595 社	R6	822 社	709 社	875 社	A
64	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H30	7.2 %	R6	上昇を目指す	—	8.6 %	A
65	年次有給休暇の取得率	H30	50.0 %	R6	上昇を目指す	—	57.2 %	A
66	男性の育児休業の取得率(民間(事業所30人以上))	H30	8.7 %	R6	17.0 %	13.0 %	13.5 %	A
67	男性職員の育児休業の取得率(福島県※知事部局)	R1	17.8 %	R6	30.4 %以上	22.8 %以上	59.1 %	A
68	出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H30	18.1 %	R6	上昇を目指す	—	19.3 %	A
69	女性就業率	H27	46.3 %	R6	上昇を目指す	—	%	—

## 〈基本方針VI〉東日本大震災からの復興



### 【基本方針の概要】

○震災後の本県にあって、子どもの発育にとって「遊び」は極めて重要であり、子どもの遊び環境の充実を図るとともに、本県の未来を担う子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。

○長期にわたる県民健康調査を継続していくほか、依然として、様々な不安を有している家庭等があることを踏まえ、心のケアの支援をするなど、被災した子どもや保護者に寄り添った支援を図ります。

## 1 震災からの復興に向けた取組の支援

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○東日本大震災以降、放射性物質への不安から県内の子どもたちの外遊びの機会が制限されたことでの運動不足等の影響もあり、肥満傾向が高い状況が改善されていない。このため、屋内外の遊び環境づくりの支援や体を動かす機会の確保を継続して行っていく必要がある。
○ 施策の方向	○震災の影響により、県内の子どもの遊び環境は大きく変化したことから、子どもの発育に極めて重要な「遊び」について積極的に取り組んでおり、引き続き遊び環境の充実に努める。
○ 行動計画	①給食の安全・安心確保 ②遊びの環境づくりへの支援

### ◆主な関連事業

<b>施策 行動計画</b>	VI-1-①	<b>事業名</b>	児童福祉施設等給食体制整備事業	<b>R3 実績</b>	127,284千円
<b>事業概要</b>	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。				
<b>事業実績</b>	9の県立児童養護施設・障がい児施設において給食検査を実施するとともに、11の民間児童養護施設・障がい児施設及び30の市町村に対して補助金を交付した。				

施策 行動計画	VI-1-①	事業名	学校給食安全・安心対策推進事業	R3 実績	59,742千円
事業概要	学校給食の食材に対する保護者等の不安を軽減するとともに、学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食会食材の放射性物質事前検査及び給食1食を対象とする事後検査を実施する。				
事業実績	32,475検体のうち、検出検体0。				
施策 行動計画	VI-1-②	事業名	チャレンジふくしま 豊かな遊び創造事業	R3 実績	239,009千円
事業概要	屋内遊び場の整備及び運営に要する費用について市町村に補助する。併せて、外遊びの場所の確保や自然体験活動の普及、体を動かすイベントを実施する。				
事業実績	屋内遊び場の整備拡充を図る4町村と、継続運営する15市町村に対して補助を行った。また、子どもが野外空間で創造的な遊びを行うことができる「冒険ひろば」の取り組みを実施する団体に事業を委託し、154回の冒険ひろばを実施するとともに、（公財）ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団に業務委託し、主に未就学児向けに自然体験等の企画を年間32回実施した。				

#### ◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○ 震災から10年経った現在、子どもたちや保護者の中で、震災当時の記憶や震災に関する関心が薄れつつある。
○ 施策の方向	○ ふくしまの未来を担っていく子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援する。
○ 行動計画	③ 震災・復興に関する情報発信

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	VI-1-③	事業名	東日本大震災・原子力災害伝承館学習 活動支援事業	R3 実績	40,823千円												
事業概要	県内外の小中高の児童・生徒が東日本大震災・原子力災害伝承館学習を活用して行う学習活動に対し支援する。																
事業実績	<p>県内外の小中学校及び高等学校の児童・生徒が、学習活動で伝承館を活用する際の費用に対し、予算の範囲内で補助を行った。</p> <p>ア 貸切バス補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象 県内小中学校及び高等学校（直接補助）</li> <li>・ 補助率 定額補助（所在方部毎に限度額を設定）</li> <li>・ 実績：補助金額36,624千円 補助件数 133件 バス台数 312台</li> </ul> <p>イ 入館料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象 伝承館（指定管理者）（間接補助）</li> <li>・ 補助率 10/10</li> <li>・ 実績：</li> </ul> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>[利用学校団体（単位：校）]</td> <td>[利用者数（単位：人）]</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>184</td> <td>10,529</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>87</td> <td>6,576</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271</td> <td>17,105</td> </tr> </table> <p>ウ 申請サポート（窓口）業務委託</p> <p>貸切バス代補助に係る学校、旅行代理店等からの問合せ対応、申請書類等の提出サポート及び受付業務等について、業務効率化を図るため外部委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績：申請書類の受理件数133件</li> </ul>						[利用学校団体（単位：校）]	[利用者数（単位：人）]	県内	184	10,529	県外	87	6,576	計	271	17,105
	[利用学校団体（単位：校）]	[利用者数（単位：人）]															
県内	184	10,529															
県外	87	6,576															
計	271	17,105															

## 2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○本県の子育て世帯は震災の影響による健康上の不安を抱きながら生活している。県民意識調査においても、いまだ5割の方が震災による子どもの健康への影響を心配している。
○ 施策の方向	○放射線による健康への影響の未然防止、早期発見及び早期治療等万全の措置を講じ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていく。
○ 行動計画	①放射線に係る保健・医療体制の整備

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	VI-2-①	事業名	県民健康調査事業	R3 実績	3,018,495千円
事業概要	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図るために県民健康調査を実施する。				
事業実績	<p>1 県民健康調査の実施</p> <p>(1) 基本調査 被ばく線量推計結果送付件数 累計554,407件（令和3年3月31日現在）</p> <p>(2) 甲状腺検査 検査5回目を実施中（令和2年度から令和4年度 検査対象者252,855名） 25歳時の節目の検査を実施中（対象者：各年度25歳を迎える方）</p> <p>(3) 健康診査 平成23年3月11日～平成24年4月1日に避難区域等に住民登録していた方等を対象に健康診査を実施 既存検診対象外の県民に対する健康診査を実施</p> <p>(4) こころの健康度・生活習慣に関する調査 避難区域等の住民に対し調査票により実施（調査対象者213,016名）</p> <p>(5) 妊産婦に関する調査 「平成25年度妊産婦に関する調査」に回答あった方のうち、母子ともに居住が確認された方を対象にフォローアップ調査を実施</p> <p>2 放射線と健康アドバイザーグループ 市町村への助言を、依頼のあった4市町村に実施</p>				
施策 行動計画	I-2-③ VI-2-① VI-2-②	事業名	被災した子どもの健康・生活対策総合 支援事業（子ども健やか訪問事業）	R3 実績	609千円
事業概要	復興公営住宅等に避難生活をしている子どもを持つ家庭を、子ども健やか訪問員が訪問し、生活や育児等の相談に対応して、子育て家庭の不安の軽減を図る。				
事業実績	復興公営住宅等へ避難生活をしている子どもを持つ家庭を訪問し、生活や育児等の相談に対応して不安の軽減を図った。 ・訪問件数：実97件、延126件（訪問員62件、職員64件）				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○現在も東日本大震災により県内外へ避難している子どもたちが多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況。				
○ 施策の方向	○震災から10年経った今も依然として、震災による様々な不安を持つ家庭等があることを踏まえて、子どもや保護者に対して、相談・援助などきめ細かな心身のケアに取り組んでいく。				
○ 行動計画	②震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	VI-1-② VI-2-②	事業名	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子どもの遊び確保と心身の健康の相談・援助事業）	R3 実績	71,225千円
事業概要	市町村が保育所等で実施する子どもの遊びの確保と心身の相談・援助事業に対して補助を行う。				
事業実績	13の市町村を対象に、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどで実施する子育てイベントや専門家等による子どもの遊びの支援などに関する事業の補助を行った。また、14の市町村を対象に、市町村が実施する被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う事業の補助を行った。				
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	子どもの心のケア事業（子どもの心のケアセンター）	R3 実績	111,738千円
事業概要	震災・原発事故により不安を抱える子どもの心の中長期的に見守っていくため、行政、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、地域や学校等を訪問して相談対応を行うほか、地域における支援体制の強化に取り組む。				
事業実績	被災児童や保護者等に対し、「ふくしま子どもの心のケアセンター」を活用して心のケアを行うほか、児童相談所などの相談体制の強化や支援団体のネットワーク化を図った。さらに、県外に避難している児童や保護者への支援などを実施した。 ・支援者研修 7回開催 参加者107名 ・心身のケア相談会・講習会 400回開催 ・被災児童等の交流会 106回開催 ・健康普及啓発パンフレット・ポスター作成配布 ポスター200部、パンフレット2,000部 ・ホームページによる情報発信				
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	東日本大震災子ども支援基金事業	R3 実績	47,839千円
事業概要	東日本大震災により、孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの間、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。				
事業実績	東日本大震災により、保護者が死亡又は行方不明になった孤児・遺児を対象に、生活費及び修学費を支援した。 ・給付実績 47,200千円				



【基本方針VIに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和3年度) ※令和3年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載	達成状況
	<b>VI 東日本大震災からの復興</b>						
※指標なし							



## 参考

- 東日本大震災に係る子どもの避難者数
- 令和3年度子育て支援推進関連予算
- 「子育てしやすい福島県づくり条例」
- 「福島県子どもを虐待から守る条例」

## 東日本大震災に係る子どもの避難者数

令和4年4月1日現在の18歳未満の子どもの避難者数は、県内避難542人、県外避難4,354人、合わせて4,896人となっており、いまだ多くの子どもが避難を余儀なくされている。

### 東日本大震災に係る18歳未満の子どもの避難者数調べ (市町村が把握している人数)

(単位:人)

市町村名	令和4年4月1日現在の把握数(避難先別)			市町村名	令和4年4月1日現在の把握数(避難先別)		
	(18歳未満避難者)				(18歳未満避難者)		
	避難先別		計		避難先別		計
県内	県外	県内		県外			
1 福島市	598	0	598	30 柳津町	0	0	0
2 会津若松市	0	0	0	31 三島町	0	0	0
3 郡山市	1,022	0	1,022	32 金山町	0	0	0
4 いわき市	465	0	465	33 昭和村	0	0	0
5 白河市	13	0	13	34 会津美里町	2	0	2
6 須賀川市	23	0	23	35 西郷村	37	0	37
7 喜多方市	0	0	0	36 泉崎村	0	0	0
8 相馬市	2	0	2	37 中島村	0	0	0
9 二本松市	161	0	161	38 矢吹町	0	0	0
10 田村市	5	0	5	39 棚倉町	11	0	11
11 南相馬市	534	252	282	40 矢祭町	0	0	0
12 伊達市	83	0	83	41 塙町	0	0	0
13 本宮市	5	0	5	42 鮫川村	0	0	0
14 桑折町	1	0	1	43 石川町	0	0	0
15 国見町	14	0	14	44 玉川村	4	0	4
16 川俣町	64	38	26	45 平田村	0	0	0
17 大玉村	16	0	16	46 浅川町	0	0	0
18 鏡石町	22	0	22	47 古殿町	0	0	0
19 天栄村	0	0	0	48 三春町	0	0	0
20 下郷町	0	0	0	49 小野町	5	0	5
21 檜枝岐村	0	0	0	50 広野町	10	0	10
22 只見町	0	0	0	51 檜葉町	118	66	52
23 南会津町	0	0	0	52 富岡町	287	3	284
24 北塩原村	0	0	0	53 川内村	58	54	4
25 西会津町	0	0	0	54 大熊町	456	62	394
26 磐梯町	0	0	0	55 双葉町	152	15	137
27 猪苗代町	6	0	6	56 浪江町	676	25	651
28 会津坂下町	0	0	0	57 葛尾村	6	4	2
29 湯川村	0	0	0	58 新地町	0	0	0
				59 飯館村	40	23	17
				計	<b>4,896</b>	<b>542</b>	<b>4,354</b>

原発避難者特例法に指定されている市町村			
---------------------	--	--	--

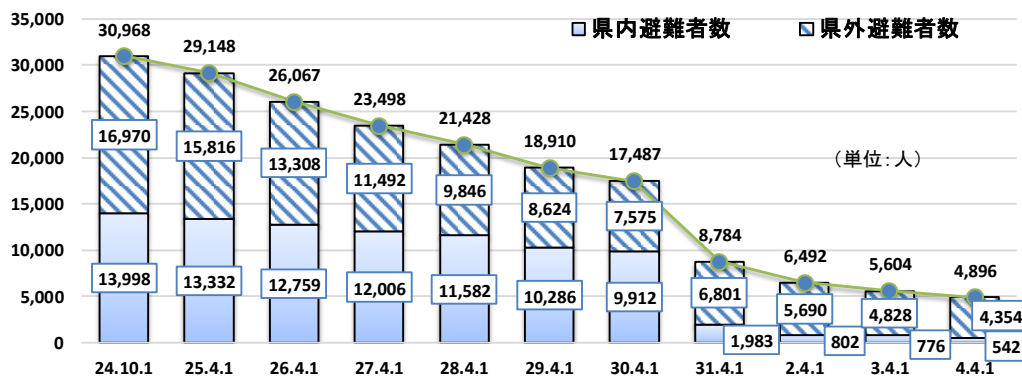
  

R3.4.1現在	<b>5,604</b>	<b>776</b>	<b>4,828</b>
増減数	<b>▲ 708</b>	<b>▲ 234</b>	<b>▲ 474</b>

※令和4年4月1日時点の避難者数である。  
 ※平成31年4月1日時点の公表より、福島県災害対策本部発表の「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」各月報と同様の集計方法としている。

#### ◆避難者のうち18歳未満のこどもの内訳(避難先別)

【出典】福島県子ども・青少年政策課調べ



# 令和3年度子育て支援推進関連予算(前年度比較)

(単位：千円)

基本方針		当初予算		基本的施策		当初予算		行動計画		当初予算	
<b>子育て支援推進 関連予算額計</b>  <b>R.3 63,097,827</b> <b>R.2 63,413,594</b>  R.3 当初予算額 R.2 当初予算額	<b>I</b>	R.3	2,191,832	<b>1 家庭を築き子どもを生き 育てる環境づくり</b>	R.3	567,691	<b>(1) 家庭・子育てに関する教育・啓発の推進</b>	R.3	142,799		
	<b>出会い・結婚・ 妊娠・出産の 希望の実現</b>	R.2	1,482,284		R.2	660,292		R.2	93,606		
								R.3	424,892		
							R.2	566,686			
							R.3	139,848			
							R.2	90,603			
					<b>2 切れ目のない妊産婦・乳幼 児への保健・医療対策</b>	R.3	1,624,141	<b>(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医 療体制の整備</b>	R.3	1,120,306	
						R.2	821,992		R.2	529,089	
									R.3	438,845	
									R.2	212,694	
								R.3	64,482		
								R.2	79,701		
								R.3	508		
								R.2	508		
	<b>II</b>	R.3	28,738,038	<b>1 子育て支援サービスの充実</b>	R.3	5,460,979	<b>(1) 保育の受け皿の整備</b>	R.3	1,972,837		
	<b>子育て支援</b>	R.2	27,760,795		R.2	5,586,106		R.2	2,464,056		
								R.3	35,445		
								R.2	52,001		
								R.3	72,114		
								R.2	251,783		
							R.3	2,283,519			
							R.2	2,860,650			
							R.3	3,013,305			
							R.2	2,367,773			
							R.3	2,888,323			
							R.2	2,305,449			
				<b>2 子育て家庭の負担軽減と相 談・情報提供体制の整備</b>	R.3	23,281,826	<b>(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減</b>	R.3	22,277,740		
					R.2	22,351,954		R.2	22,077,466		
								R.3	1,004,086		
								R.2	274,468		
	<b>III</b>	R.3	8,698,048	<b>1 子どもの尊重と生きる力の 応援</b>	R.3	1,793,849	<b>(1) 子どもの権利に関する啓発</b>	R.3	1,204		
	<b>子どもの 健やかな 成長と自立</b>	R.2	9,434,830		R.2	2,239,036		R.2	1,214		
								R.3	1,003,194		
								R.2	1,435,274		
							R.3	1,496			
							R.2	11,006			
							R.3	787,955			
							R.2	801,030			

次項へ続く

基本方針		当初予算		基本的施策		当初予算		行動計画		(単位：千円) 当初予算	
IV 援助を必要とする子どもや 家庭への支援	R.3	15,266,333	2 教育の充実	R.3	7,754,434	2 豊かなこころの育成	R.3	766,740	1 豊かなこころの育成	R.3	766,740
	R.2	15,362,104		R.2	8,200,585		R.2	783,563		R.2	783,563
							R.3	332,398		R.3	332,398
							R.2	504,904		R.2	504,904
							R.3	420,582		R.3	420,582
						R.2	412,325	R.2	412,325		
						R.3	171,961	R.3	171,961	4 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	
						R.2	230,303	R.2	230,303		
						R.3	6,065,570	R.3	6,065,570	5 学校の教育環境の整備	
						R.2	6,272,066	R.2	6,272,066		
			3 学童期・思春期から成人期 に向けた保健対策	R.3	67,696	1 思春期における健康教育・健康づくりの推進	R.3	6,467	1 思春期における健康教育・健康づくりの推進	R.3	6,467
		R.2		53,124	R.2		7,782	R.2		7,782	
				R.3	61,229	2 食育の推進	R.3	61,229	2 食育の推進	R.3	61,229
				R.2	45,342		R.2	45,342			
			1 児童虐待防止	R.3	2,472,127	1 地域で子どもを守る取組	R.3	17,786	1 地域で子どもを守る取組	R.3	17,786
		R.2		2,182,267	R.2		18,377	R.2		18,377	
					R.3		7,026	R.3		7,026	
					R.2		8,296	R.2		8,296	
				R.3	6,945	3 児童虐待防止体制の整備	R.3	6,945	3 児童虐待防止体制の整備	R.3	6,945
				R.2	7,008		R.2	7,008			
				R.3	2,441,649	4 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援	R.3	2,441,649	4 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援	R.3	2,441,649
				R.2	2,149,838		R.2	2,149,838			
			2 障がい等のある子どもへの 支援	R.3	6,204,043	1 障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援	R.3	6,180,251	1 障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援	R.3	6,180,251
		R.2		6,596,516	R.2		6,573,274	R.2		6,573,274	
				R.3	23,792	2 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援	R.3	23,792	2 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援	R.3	23,792
				R.2	23,242		R.2	23,242			
			3 ひとり親家庭に対する支援	R.3	1,730,320	1 相談体制の充実	R.3	2,621	1 相談体制の充実	R.3	2,621
		R.2		1,799,791	R.2		2,621	R.2		2,621	
					R.3		4,581	R.3		4,581	
					R.2		7,259	R.2		7,259	
					R.3		86,266	R.3		86,266	
				R.2	84,559	R.2	84,559				
				R.3	1,645,036	4 経済的支援策の活用促進等	R.3	1,645,036	4 経済的支援策の活用促進等	R.3	1,645,036
				R.2	1,713,536		R.2	1,713,536			
				R.3	14,248	5 情報提供機能の充実	R.3	14,248	5 情報提供機能の充実	R.3	14,248
				R.2	15,067		R.2	15,067			
			4 子どもの未来が貧困に妨げ られないための支援	R.3	4,897,337	1 教育費負担の軽減	R.3	4,026,587	1 教育費負担の軽減	R.3	4,026,587
		R.2		4,824,067	R.2		3,927,007	R.2		3,927,007	
					R.3		739,119	R.3		739,119	
					R.2		754,813	R.2		754,813	
					R.3		94,927	R.3		94,927	
				R.2	97,605	R.2	97,605				
				R.3	32,913	4 生活困窮世帯等の保護者への自立支援	R.3	32,913	4 生活困窮世帯等の保護者への自立支援	R.3	32,913
				R.2	33,278		R.2	33,278			
				R.3	3,791	5 地域で支援を届ける仕組みづくり	R.3	3,791	5 地域で支援を届ける仕組みづくり	R.3	3,791
				R.2	11,364		R.2	11,364			

次項へ続く



(単位：千円)

基本方針		当初予算		基本的施策		当初予算		行動計画		当初予算	
<b>V</b>	子育てを支える社会環境づくり	R.3	7,639,195	1	地域ぐるみでの子育て支援の推進	R.3	1,963,454	(1)	子どもを見守る地域社会の構築	R.3	97,444
		R.2	8,367,548			R.2	2,166,489			R.2	83,237
								(2)	子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進	R.3	1,826,378
								R.2	1,748,419		
								(3)	子育て支援環境づくりに関する啓発等	R.3	2,158
								R.2	2,158		
								(4)	子育て支援団体や企業等による子育て支援活動の充実	R.3	34,216
								R.2	327,065		
								(5)	地域住民による支援	R.3	3,258
								R.2	5,610		
				2	子育てと社会参加の両立のための環境づくり	R.3	5,675,741	(1)	男女共同参画の推進	R.3	83,062
						R.2	6,201,059			R.2	85,902
								(2)	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進	R.3	228,628
								R.2	303,583		
								(3)	育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援	R.3	5,411,790
								R.2	5,841,361		
<b>VI</b>	東日本大震災からの復興	R.3	6,870,424	1	震災からの復興に向けた取組の支援	R.3	1,204,136	(1)	給食の安全・安心確保	R.3	270,135
		R.2	7,379,845			R.2	1,314,071			R.2	285,835
								(2)	遊びの環境づくりへの支援	R.3	876,956
								R.2	988,783		
								(3)	震災・復興に関する情報発信	R.3	57,045
								R.2	39,453		
				2	子どもの心身の健康を守る取組の推進	R.3	5,766,208	(1)	放射線に係る保健・医療体制の整備	R.3	3,682,872
						R.2	6,195,988			R.2	3,946,608
								(2)	震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア	R.3	2,086,037
								R.2	2,252,081		

※ 項目間に事業の重複があるため、小項目欄や中項目欄の合計が、必ずしも中項目欄や大項目欄の合計と合致しません。

# 子育てしやすい福島県づくり条例

平成二十二年十二月二十四日

福島県条例第八十号

改正 平成二五年一〇月一日条例第七二号

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要であるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「<sup>じゅう</sup>什の掟<sup>おきて</sup>」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切な精神文化の一つであると思われまます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するために



は、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(平二五条例七二・一部改正)

### (目的)

**第一条** この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。）をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

### (基本理念)

**第三条** 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
- 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。

(平二五条例七二・一部改正)

#### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

#### (県民及び地域社会の役割)

**第五条** 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

#### (事業主の役割)

**第六条** 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとしします。

2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

#### (保護者の役割)

**第七条** 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとしします。

### (基本的施策等)

**第八条** 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。

二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。

三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。

四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。

五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。

六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。

七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の充実を図ること。

二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に努めること。

三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

(平二五条例七二・一部改正)

### (基本計画の策定)

**第九条** 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。

- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。
- 4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

#### (推進体制の整備)

**第十条** 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

#### (財政上の措置)

**第十一条** 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

#### (年次報告)

**第十二条** 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

#### 附 則（平成二五年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 福島県子どもを虐待から守る条例

令和二年三月二十四日

福島県条例第三十号

将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。

しかしながら、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たない。また、本県では、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化などにより、地域のつながりや家族の在り方が変化していることを踏まえて、子育て家庭を支援していくことが求められている。

さらに、虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、将来親となったときに子どもを温かく育むことができるような支援が必要となる。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されないことである。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、市町村、保護者、県民及び関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の日本を担う子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条の児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、婦人相談所の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

#### （基本理念）

- 第三条** 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、いかなる理由があっても許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。
- 2 虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
  - 3 虐待防止に関する施策及び取組は、県、県民、市町村及び関係機関等の地域の様々な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。
  - 4 虐待防止に関する施策及び取組は、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に行われなければならない。

#### （県の責務）

- 第四条** 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村及び関係機関等が実施する虐待防止に関する施策及び取組について必要な支援を行うものとする。

### (市町村の役割)

**第五条** 市町村は、基本理念にのっとり、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進及び必要な体制の整備に努めるものとする。

### (保護者の責務等)

**第六条** 保護者は、基本理念にのっとり、いかなる理由があろうとも虐待を行ってはならない。

- 2 保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならない。
- 3 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有することを深く認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関する悩みがあるときは、身近な人、県、市町村若しくは関係機関等に相談し、又は助言その他の支援を受けるなど、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

### (県民の役割等)

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、虐待未然防止の施策に協力し、また、子育て中の家庭を孤立させないよう地域社会で見守る体制づくりに努めるものとする。

### (関係機関等の役割)

**第八条** 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。また、その専門的な知識及び経験を生かし、子ども及びその保護者に対する支援を行うよう努めなければならない。

- 2 関係機関等のうち、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握並びに虐待の予防、早期発見及び支援に努めるものとする。

- 3 関係機関等のうち、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### (連携及び協働)

**第九条** 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村、教育委員会、保健所、児童相談所、警察その他の関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等、地域において子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定するものをいう。）その他の団体の協力を求めるものとする。

- 2 県は、子どもと家庭を支援し、虐待を防止するための関係機関等の連携を充実させるため、市町村が設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営について、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、配偶者に対する暴力による虐待を防ぐため、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に子どもと配偶者からの暴力を受けた者を支援するものとする。

#### (基本計画)

**第十条** 知事は、子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子どもを虐待から守ることに係る施策についての基本的な方針
  - 二 子どもを虐待から守ることに係る目標
  - 三 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに係る施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 4 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。



## 第二章 未然防止

### (未然防止)

- 第十一条** 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。
- 2 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、学校その他子どもの活動場所において、子どもに対し、子ども自身が権利の主体であり、その権利は擁護されると認識するための人権教育及び啓発活動並びに権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための教育及び啓発活動並びに妊娠及び出産に関する相談先その他の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町村と連携し、予期しない妊娠に悩む者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。
- 6 県は、県民が安心して子育てできるよう、保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援するものとする。

### (啓発活動)

- 第十二条** 県は、子どもを虐待から守ることについて、県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 2 県は、教育機関等が実施する虐待を防止する人権教育又は啓発活動の推進を図るため、市町村と連携し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ることに関する県民の関心及び理解を深めるため、毎年十一月を虐待防止推進月間とする。

## 第三章 虐待の早期発見及び早期対応

### (早期発見)

- 第十三条** 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。
- 2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子ども、虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を

整備するものとする。

#### (通告に係る対応等)

**第十四条** 児童相談所長は、虐待に係る通告又は相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して行動しなければならない。

2 児童相談所長は、虐待に係る通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項に規定する安全の確認を行うための措置(以下「安全確認措置」という。)を講ずるものとする。

3 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認しなければならない。

#### (通告に係る体制の整備等)

**第十五条** 県は、市町村と連携し、通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待に係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

#### (安全の確認及び確保)

**第十六条** 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問に際しては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、安全確認措置を行おうとする場合又は法第八条第二項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合においては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

3 保護者又は子どもと同居関係にある者は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する

者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

#### (情報の共有)

**第十七条** 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係する機関の相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

### 第四章 援助、指導及び支援

#### (虐待を受けた子どもに対する援助等)

**第十八条** 県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、将来親となったときに温かく子どもに関わることができるよう、関係機関等と連携して取り組むものとする。

#### (保護者に対する支援)

**第十九条** 県は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心できる家庭環境を形成し、再び虐待を行うことがないよう、市町村及び関係機関等と連携し、必要な指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (医療機関との連携協力体制の整備)

**第二十条** 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### (社会的養護の充実等)

**第二十一条** 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保並びにこれらの施設における家庭的な養育環境の整備、より専門的で高度な受け入れ体制の整備及び施設職員の資質向上に取り組むものとする。

2 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、専門知識を高める研修等を通して、里親によ

る養育の充実等に努めるものとする。

#### (児童相談所の体制強化)

**第二十二条** 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進を図るため、いかなる状況にあっても、子どもの危機的状況に迅速に対応できるよう、各児童相談所の管轄区域における人口、児童虐待相談対応件数、交通事情等を踏まえ、児童福祉司その他の専門的知識を有する職員を手厚く配置し、児童相談所の体制を強化するものとする。

2 県は、児童相談所を利用する子ども及び保護者が安心して相談できるとともに、一時保護された子どもが安らぎ癒やされるよう、施設等環境の整備に努めるものとする。

#### (子ども自身による安全確保への支援)

**第二十三条** 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、教育、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (自立支援の充実)

**第二十四条** 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により、里親への委託、児童養護施設への入所その他の措置を講じた場合において、これらの措置を受けた者に対し、円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

### 第五章 人材の育成等

#### (人材の育成)

**第二十五条** 県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(調査研究)

**第二十六条** 県は、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

**第六章 雑則**

(財政上の措置)

**第二十七条** 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。